

令和2年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和2年9月14日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会中間報告
- 7 議案第 1号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 8 議案第 2号 令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 3号 令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 4号 令和2年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 5号 令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 6号 令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 7号 令和2年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 8号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第 9号 せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 17 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 18 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 19 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 20 同意第 2号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 21 同意第 3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 22 同意第 4号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 報告第 1号 令和元年度健全化判断比率の報告について
- 24 報告第 2号 令和元年度公営企業資金不足比率の報告について
- 25 認定第1号から認定第12号を一括上程
〔令和元年度各会計決算に関する提案説明〕
〔決算審査特別委員会・正副委員長互選〕

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|----|-----|----|----|-----|
| 1番 | 吉田 | 実君 | 2番 | 梶田 | 道廣君 |
| 3番 | 本多 | 浩君 | 4番 | 橋本 | 一夫君 |
| 5番 | 熊野 | 主税君 | 6番 | 道高 | 勉君 |

7番	大湯圓郷君	8番	横山一康君
9番	石原広務君	10番	平澤等君
11番	菅原義幸君	12番	真柄克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小板橋司君
財政課長	佐野英也君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	濱口喜秋君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	樋口靖君
農務課長	佐藤英美君
水産林務課長	八木忠義君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	高橋純君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	小林和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	河原泰平君
税務課長補佐	奥村大樹君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
保健福祉課長補佐	藤谷知昭君
地域包括支援センター所長	長内京君

農務課長補佐	吉田有哉	君
建設水道課長補佐	金澤喜嗣	君
国保病院事務局次長	中川	君
経営戦略室次長	手塚清人	君
総務課主幹	中山康春	君
まちづくり推進課主幹	松原孝樹	君
まちづくり推進課主幹	伊藤哲史	君
財政課主幹	井村裕行	君
町民児童課主幹	黒澤美知子	君
保健福祉課主幹	古守亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本利子	君
地域包括支援センター主幹	今川勇吾	君
農務課主幹	斉藤真亨	君
水産林務課主幹	山本	君
商工労働観光係長	撫養和伯	君
財政係長	稲船洋志	君
児童福祉係長	林亮輔	君
障がい福祉係長	平田慎太郎	君
業務係長	北山典孝	君
水産係長	油谷好彦	君
建築係長	高橋真一	君
水道係長	大野秀幸	君

《大成総合支所》

支所長	杉村	彰	君
次長	佐々木	正人	君
大成診療所事務長	古守	幸治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	神田	昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横川	忍	君
次長	増田	和彦	君
福祉係長	稲船	奈穂子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹羽	優	君
次長	古畑	英規	君
大成教育事務所長	杉村	輝明	君
主幹	長内	解人	君

主 幹 尾 野 真 也 君
学 校 給 食 係 長 山 崎 秀 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君
農 地 係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君
主 事 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和2年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、熊野主税議員、6番、道高勉議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月18日までの5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月18日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4点ほど行政報告をさせていただきます。

まず国保病院敷地内での飼い犬による咬傷事故について報告いたします。

去る8月17日午後1時40分頃、国保病院裏の職員駐車場奥側に繋留していた国保病院院長の飼い犬に近づいてきた小学5年生の女子児童が、左右大腿部を噛まれる事故が発生しました。

飼育者である院長から18日午前、町畜犬取締及び野犬掃とう条例で定められた加害届が役場に提出されております。一方、被害者側からは、せたな警察署に被害届が出されております。18日には院長がご両親に謝罪をし、20日には開設者である私と院長、事務局長が被害者の女子児童とご両親に謝罪をいたしました。

町としては27日付で飼育者に対して、人に危害を加える恐れのない場所での繋留や注意看板などの設置など危険防止の処置を講じるよう通知を出したところであり、現在、自宅敷地内において通知に基づき適正に管理していることを確認いたしました。今後につきましては被害者側に対して、誠意を尽くして対応してまいります。

次に強風による被害状況についてでございます。

8月7日に発生した強風による被害状況ですけれども、本町におきましては、最大瞬間風速22.9メートルを記録し、農業、土木、水産関係で被害を受けました。

当日は、暴風警報と波浪警報が発表されたことから、町建設協会との防災協定により、早期の警戒巡視や初動対応を実施し被害の拡大防止に努めたところであります。

被害状況につきましては、お手元の資料別表1になりますが、④の農業被害については、農作物被害では、そばの花トビ被害が198.11ヘクタールで、被害額は700万9,000円、営農施設被害では、5件で被害額40万円、併せて740万9,000円の被害となっております。⑤の土木被害については、道路被害、港湾被害、公園被害など合わせまして11件で308万9,000円の被害となっております。⑥の水産被害については、その他施設被害、漁具被害など合わせまして、2件で35万円の被害となっております。被害総額は1,084万8,000円となったものでございます。なお復旧、修繕に係る経費につきましては、既定予算で対応することとしております。

次に8月30日に発生した強風による被害状況について報告いたします。

本町におきましては、暴風警報は発表されておりましたが、最大瞬間風速21.1メートルを記録し、非住家被害と農業被害を受けました。

被害状況につきましては、別表2になりますが③非住家被害については、公共建物の被害では、旧左股小学校の体育館外壁が剥落し60万円の被害となっております。④の農業被害については、農作物被害では、水稻の倒伏が15.3ヘクタール、大豆の倒伏が3ヘクタールの被害が発生しておりますが、今後の生育状況により収穫できる可能性もありますので、被害額は0円となっております。被害総額は60万円となったものでございます。なお、旧左股小学校体育館の被害に関わる復旧経費につきましては、今定例会の補正予算で計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の3の工事発注状況について、それから4の町長、副町長の動向報告については、別紙のとおりとなっております。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君）

これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは私から2点質問をさせていただきたいと思いますが、まず1点目でございます。介護従事者人材確保のための特別支援対策の取り組みについてでございます。

厚生労働省では、2025年時点の介護職の不足数が全国的に34万人になると公表されております。本町の高齢化率も年々上昇傾向にある中、町内のグループホームや特別養護老人ホームの現場では、介護を担う人材確保が大きな課題となっております。現状では一介護事業者だけの問題ではないという切実な意見が出てきております。国では介護不足の現状を受けて、介護職員の処遇改善や定着促進などの対策を講じてきておりますが、せたな町における将来への不安を少しでも解消するためには、町独自による介護従事者人材確保のための特別支援対策を早急に講じていく必要があると考えます。

そこで次の政策について所見をお尋ねいたします。

せたな町奨学資金を利用して介護職の専門学校に入学される高校生などへの担い手対策として、奨学資金貸付の増額や、さらに有資格者として地元の介護施設に就職した場合、奨学金の返還債務免除、就職準備金支給などの優遇措置を図ることについて、町長及び教育長にお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 道高議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、奨学資金貸付の増額についてお答えさせていただきます。

当町の奨学資金貸付限度額については、見直し後、既に5年以上が経過しており、独立行政法人日本学生支援機構や公益財団法人北海道高等学校奨学会の貸付限度額と比較すると当町の貸付限度額は低い状況にあります。当町の奨学資金だけでは生活が苦しくなる場合もあります。「その場合は、差額分をアルバイト、親からの仕送りによる増額、他の奨学金を同時に借りるなどで補填しなければならないと思いますが、アルバイトを増やすと自ずと学業にも支障があるものと思います。奨学金本来の趣旨を考えますと、そうした状況は好ましいことではありませんので、学生生活に支障がないよう高校から大学院まで全ての奨学資金貸付限度額の引き上げを図って参りたいと考えております。

ご質問後段の介護職有資格者に対する優遇措置につきましては、町長から答弁させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 続きまして介護職有資格者に対する優遇措置についてお答えをいたします。

町では人材確保を図るため、平成28年度から介護人材確保・育成支援事業を進めており、事業者が無資格勤務者を雇用した際の人件費や交通費の一部、また介護福祉士資格受験の条件となる介

護職員初任者研修、実務者研修参加者に対し、受講料のほぼ全額を助成しており、質の高い介護サービスの安定した供給、定着促進対策を実施しているところであります。また今年度新たに制定した産業等活性化補助事業により、新規学卒者で正規雇用の介護従事者を雇用した事業者に対する支援をしているところであります。人材確保の問題につきましては、当町だけではなく全国的な課題であり、人材不足が慢性的な問題になっていることについて同じ認識でありますので、介護従事者の人材確保対策について、前向きに検討してまいりたいとこのように考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ただいま教育長のほうから現状についての厳しい学生生活などの話をされ、これを前向きに引き上げるといふ方針であると、町民の皆さん方も、学生の皆さん方も今の答弁を聞いて、おそらくほっとするといひますか、大変心強い期待を持つものではないかと私は思いました。それで町長にですが、いろいろ人材確保のためそれぞれ事業やってきてると。現実にもそういう対策をやってるんでしょうけれども、しかし介護職だけにとってみますと、全体的にこの町の介護職員のそういうマンパワーについての、きちんとそういったものが高まっているのかと。町民の皆さん方もそういう意識といひますか、なってますかかっていふ話になるかと思ひます。私が先ほど話しましたとおり、やっぱり介護職員は我が町にとっては本当に最重要課題の一つでなかるうかと思ひます。

現在、5施設の介護施設がありますけれども、現在100人の方々が介護職として勤めておられるということです。しかし現場的に言ひますと本当に介護職に就かれています方の年齢的なものもあるだろうし、そしてまた、やはり介護の職場といふのは、よく言われてるように3K、7Kといふことで大変厳しい環境条件にある中で一生懸命尽くされてるわけでございます。そういう意味では、やはり全国的にどこの町にとっても大きな課題になってきてると。ですから悠長な施策だけでは、私は、なかなかせきたな町に来て、勤めますかといふそういう意欲を持って、意思を持った方といふのは、なかなか難しいんではないかと思ひます。どこの町でもやっていますので。ですから私は、貴重な担い手対策といふものは、やっぱり看護師とか医療職と同じような特質した対応策、これは積極的にPRしながら我が町はそういう町だと、介護職を大切にする町といふアピールが、全道、町外にも訴えながらやっていくことが必要でないかと私は思ひます。そういう面で担い手対策についての、介護職についての本当に重要課題について、具体的にどのようにまず考えておられるのか。検討していくといふお話でございましたけれども、前向きに検討する内容について、今、町長はどのように考えておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

それからもう1点、今マンパワーが不足しております。どこの事業所も介護職の募集をしておりますが、本当に頭を痛めております。先ほど町長が今いろいろな介護の講習会を受講する方については、補助もしてますよといふ話でございましたけれども、私はやっぱりマンパワー、いかにこの町民皆で支えていくかと。そしてその人材確保のためには、この中高年まだまだ60過ぎても、まだ元気ですよと。しかし何かのきっかけがあればそういう介護職員にもちょっと携わってみたいといふ方々もおられるかと思ひます。みんなで町民を支えあうといふ気概がないと、やっぱり他力本願じゃだめだと私は思ひますので、ですからここは本当に町がこの介護職を育てる研修の場

というものをきちんと整備を図る、持っていくと、そしてそういうチャンスを与えるということ。そしてその掛かる経費については、町は無償でもいいですね。思い切った対策、そういう本当に真剣に取り組むという町の熱意がないと、これ介護事業者だけに任しても本当に大変な、最終的に高齢者に心配と不安と、そういうものが掛かる空気が生まれるわけでございます。ですからそういった心配が無いように、きちんとした町が旗を振って、この施策を打つべきでないかと私はそう思うんですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

現状、この問題については、大変、憂慮しているところでございます。したがって、これはもちろん町民の皆さんの共助という意識がなければ、なかなか解決しない問題であります。ここは、議員のご意見もしっかり参考にさせていただきながら、前向きに検討させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、前向きな対応というけれど何か具体的なものがあるのかということ。それから今の具体的にマンパワーを活用するという方向について考えてみてはどうかという質問なんです。ただ前向きにという形では、それは答弁にはなっていないと思いますので、再度、お願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 残念ながら今こうしたいというところまでは詰めておりません。したがって、議員のご意見もしっかりと参考にさせていただきながら、今後どうということをするべきかということについて取り組みたいということでお話をさせていただいてるところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 3回目の質問となります。町長、もう少し前向きな具体的な、私は町長のこれまでの経験、来年が4期目最後です。それで町長の公約の中にも、やはり人材確保と、そういう事の公約もあるわけです。私はやっぱりこれについても1年しかないんですけども、しっかりとした考え方を持っておられるのかなと。リーダーシップを取るという中で、職員もそれぞれ一生懸命考えながらおりますけど、しかしここでこういう危機もあるんだという中で、町長自身がどうやって考えているのかということが、リーダーシップっていうのは、職員にとっても力になるし、前向きに進んでいくし、私はそういうふうに思っております。ですから私はあまり細かいことは話したくないんです。それは後ろにいる職員の皆さんに考えていただいて、マンパワーをどうするんだということで、私が1番心配するのは、雅荘の関係で、今開設に向けた中で介護職員の体制どうするんだということです。それが一つの元で今いろいろな状況になってるわけです。ですからこれは本当に町が体制といいますか、対応といいますか、これを真剣に示していかないと、あらゆる手段を講じていかないと、町民も町長の思いというものがなかなか伝わってこない。それによってどうするんだ、こうするんだということで不安と懸念とそういうものが蔓延すると思うわけです。ですから今やることは、まず介護の整備関係については、きちんとそれを新年度に向けて、新年度でも遅いです。私はそう思ってます。本当に真剣に考えていただきたい。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これまで1回目の答弁で申し上げましたが、さまざま町として対策しているところがございますが、決してこれで十分という状況ではないと感じております。したがって、更なる人材確保対策ということにつきまして、もちろん議員の皆さん、道高議員のご意見もそうですが、介護事業者の状況等よく聞きながらしっかり成果の上がるような対応をこれから考えたいということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。

ウイズコロナ新生活環境化における介護予防支援対策についてでございます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策として収束の見通しのない中、日常生活において手洗いの徹底や密閉、密集、密接の3密行動を避けるなどの新北海道スタイルの取組みが現在行われているところであります。反面、高齢者においては外出自粛や人との接触を避けるなどの影響による足腰の筋力低下や認知症機能の著しい低下など、要介護対象状態となる認知症予備軍への増加が懸念されております。本町の高齢者世帯におけるフレイル影響の把握やウイズコロナへの認知症予防対策についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目、現在、一般介護予防事業として町が取り組んできている介護予防教室の事業状況及び参加されている方への移動サービスの状況についてお伺いいたします。

3つ目、住民主体で奉仕活動を行っている介護予防支援のための通所型サービスB事業に参加されている高齢者に対する移動サービス支援の検討状況についてお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目のご質問にお答えをさせていただきます。新型コロナウイルスに関わる外出の自粛により、高齢者のフレイル、いわゆる虚弱が懸念されておりますが、それを予防する取組みとして、5月に独居高齢者366名を対象にフレイル関連の資料を送付後、独居及び高齢者夫婦世帯830名を対象に高齢者等支援員及び生活支援コーディネーターによる訪問活動を開始しております。高齢者から外出の不安や、集まる機会が減ったなどのご意見はありますが、筋力の低下や気分の落ち込みなど、フレイルの状態の方は少なく自宅で体操などセルフケアに取り組んでいる方もおります。訪問活動を通してフレイルの影響が見られる高齢者に対しては、介護予防教室や介護、福祉サービスの利用に繋ぎ、要介護状態にならない取組みを引き続き行ってまいります。ウイズコロナへの認知症予防対策については、昨年から軽度認知障害を見つける、あたまの健康チェックをがん検診と同日に実施し早期発見に努めております。また会場に来ることができず認知機能の低下が疑われる方に対しては、タブレットを活用してご自宅を訪問し、あたまの健康チェックができる体制を整え今年度実施する予定です。

2点目のご質問にお答えいたします。一般介護予防事業として取り組んでいる介護予防教室や研修会等につきましては、介護予防のための転倒予防教室や認知症予防のためのふまねっと教室、栄養、運動指導を取り入れた冬場の閉じこもり予防教室、介護予防研修会などを開催しており、年間620人が参加しております。フレイルを目的とした転倒予防教室については6月から新北海道スタイルを実践しながら開催し、今後は、栄養、口腔、運動、創作活動を取り入れた介護予防教室も予定しております。

教室への来所手段がなく希望があった場合には送迎しておりますが、それぞれの地域において教室や研修会などを開催しており、遠方間の送迎もあるため、今後は交流を回りながらも有効的に参集できる場所での開催を検討し、介護予防事業を充実させていきたいと思っております。

3点目でございます。通所型サービスB、サロンに参加している方は、社会福祉協議会による送迎や自家用車の乗り合い、デマンドバスなどを利用して参加しております。

これまで生活サポートセンター運営協議会において、介護予防・日常生活支援総合事業と道路運送法の関連や既存の交通サービスとの関連などについて検討し、どのような移動サービス形態が望ましいか協議してまいりました。結果、移動サービスの類型として訪問型サービスDという形態を目指すことで決定しました。訪問型サービスDは介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの補助対象として位置づけられており、その中でも道路交通法の登録を要しない利用者から運賃を頂かない形態を考えております。

団体への補助額、補助金の要件をはじめ、整理しなければならない課題もあることから、今後も引き続き協議会で委員皆様の意見を聞くとともに、地域公共交通活性化協議会との連携も回りながら、来年度中の移動サービス創設に向けて取り組んでいきたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 今のウィズコロナにおける生活改善の中でフレイル予備軍、こういったものに対しての対応策という話をいただきました。全国的に長期間にわたることによって、5年後の2025年には、この影響が出るんじゃないかという、病院の偉い先生が話している事もあるわけです。ですから我が町にとりましても5年後には大体5割ぐらいの方々が高齢者という比率が高くなる中で、そういう予備軍の対応策。高齢者世帯をきちんと認知などそういうチェックするという機械を使ってやるということですけども、結局そういう方々が、認知症が見られた時といいますか、そういう著しく低下があった場合に、それに対するサポート体制、それが今のままでどうなのかっていう話です。現状の今までの認知症対策の中でも全員のそういう予備軍を含めた中での取り組みが行われているかといえば、私は必ずしもそうでないと思っております。だからこういったものが、さらにプラスアルファで増えた時に、さらなるテコ入れといいますか、担当者のほうも本当にそういう面では心配されてるかと思えます。現場が1番心配してると思えますから、ですからそういったことについて本当に効率的な機能的な、そしてそれぞれの高齢者の皆さん方がそういうフレイルに陥ることのないような支援策といいますか、予防策というものを、新たにテコ入れすることが必要じゃないかなと思うわけです。ただ調べて警戒しますねだけではなくて、そのあとの対応策をどう地域皆で支えていくかという新たな取り組みというものも、これは考えていかなければならないんでないかと私は思っております。その辺ひとつ伺いたいと思えます。

それから2点目の一般介護予防の中で、町長、今、移動サービスについて話ししましたけれども、現実的な対応は、私は、そこはきちんとしたほうがいいと思うんです。令和元年度の事業を調べてみたら、本当に各地区での介護予防教室、一生懸命参加されて元気な人も、これは要支援の方もいるし、要介護の方もいるし、予備軍の方もいるということで、ならないために一生懸命なんです。ですからそれは本当に結構なことだと思います。せたな町が一生懸命取り組んで、そして参

加者も増えて、大体、決まった人方が毎年出てもらえる、こういう活動していただける、参加していただけるということは大変これは予防につながると思っています。

そのためには、遠方の方の会場までの足の確保を、例えば大成から北檜山区の健康センターまで来ている方、瀬棚から通っている方いらっしゃるわけです。これについては、町としてもきちんと移動支援ということで、タクシーで送り迎えしてるわけです。だからそういったことの取り組みというものを、やられて来ているものですから、これは大変結構なことだと。私はそれはきちんと町としての姿勢として、介護予防に参加される町主催の事業であろうと、いろいろ社会福祉協議会でも、自分たちの事業については全部送迎しています。そういうことの高齢者に係わる一所懸命自分たちでフレイルにならないように、介護予防のためにそういうサロンだとかいろいろな活動、それから運動だとかについては、そういう町の姿勢というものが、全体としての考え方っていうのはどうなのかと。そこは3つ目にあるように、これから生活サポート協議会だとか、そういう協議していくということですけども、こういう話をしてから2年ぐらい経つでしょうか。ですからやはりこういったことが高齢者にとって公平公正、そことというのは本当に信頼関係に繋がると思うんです。同じサービスをきちんとするということが、町の姿勢として大切でないかと思えます。そういういろいろな手段があるかと思えますけれども、これまたさらに協議、協議ということにならないように、その辺、町長もう1回、公平公正な立場でいった介護予防事業として、きちんとしたそういうサービスを提供するんだという町の強い姿勢というものはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目、お答えをさせていただきます。

フレイルにつきましては、訪問活動で把握できておりますので介護予防教室、あるいはこの介護福祉サービスのあり方、利用、これらをしっかり考えてそうした状況に陥らないような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また2点目、3点目のご質問もございました。同じようなサービスを提供してはというふうなご意見もございました。私もそういった考えでおります。そうしたことから、今回、訪問型サービスDで対応しようということになったところでもございまして、議員言われるように早くということでございます。私も全くそのとおりで、早くというふうには担当のほうにも申し上げております。精力的に協議を進め1日も早い実現を目指して頑張りたいということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員よろしいですか。

○6番（道高 勉君） はい。

○議長（真柄克紀君） 道高議員の質問が終わりましたが、私から町長にちょっとお尋ねしときます。1問目の最後の発言の中で、これらの課題についてこれから考えるという発言ございましたけども、これは非常に何年も前からいろいろな議会の中でも取り入れている問題で、これからということは言葉足らずかどうかわかりませんが、今までの取り組み方、それから今後の方向について、あとからでも結構ですので、ある程度書面にできちんとわかる形で現状を説明していただきたいと思えます。それでないと質問者に対してもこういう答弁では大変困ります。今から考えるという

ような話では、全然質問者の意図、それから現状のまちの形としては看過できないものがあると思いますので、ぜひ私議長としてその作業を求めます。今日じゃなくて結構です。ある程度、現状の方向性とこれからの考え方をきちんと示してください。いかがですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） これから考えるとといった中には、議員からいろいろ提案もごさいます。そうしたことも十分考慮しながらしっかり考えてまいりたいという答弁でございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 私のほうから言つた現状の今の施策の状態について、あとでよろしいので資料等で提出できればしていただきたいと思ひます。

次の一般質問を続けます。

4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） それでは議長のお許しがありましたので、せたな町における有害鳥獣被害と対策について町長にお伺ひします。

農作物の有害鳥獣被害について、町の有害鳥獣については、エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキが主ですが、そのほかにはカラス、ハト、カモメ等の被害もあります。20年前から現在までの被害の推移と、町が認識している被害作物及び被害額を伺ひます。

対策について、1つ、せたな町有害鳥獣被害対策実施隊員の人数と箱わなの保有数についてお伺ひします。

2つ、有害鳥獣対策に係る事業費について、平成31年度の執行額と令和2年度の予定額についてお伺ひします。

3つ目、有害鳥獣被害防止対策として、電気柵の助成について町長の考えをお伺ひします。

4つ目、檜山振興局における有害鳥獣被害対策に係る補助事業について、どういう事業があるのか伺ひます。また町としての補助事業について今後どう考えているかを伺ひます。

よろしくお祈ひします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 橋本議員のご質問にお答えいたします。

農作物の有害鳥獣被害につきまして、20年程前まではエゾシカは、町内近隣でも目にしたことは無く、当時の農作物被害は主にデントコーンやビート、家庭菜園的なスイカやスイートコーンなど、ヒグマによる食害が占めておりました。

エゾシカについては、平成17年に町内で初めて2頭の捕獲があり、農作物被害としては、平成23年に大豆や小豆、水稲など15万円ほどの被害額を確認しております。以降毎年ヒグマやエゾシカによる被害が発生しております。令和元年度の捕獲頭数は、ヒグマ25頭、エゾシカ97頭で、農作物被害としては、水稲をはじめ、大豆、小豆、ビート、馬鈴薯、小麦、人参、ブロッコリー、スイートコーン、デントコーンや牧草などで206万4,000円となっております。

次に対策についてお答えいたします。

1点目の実施隊員の人数につきましては8月末現在で32名を委嘱しており、箱わなについては、本年度も2基製作しており3区合わせて22基を保有しております。

2点目の有害鳥獣対策に係る事業費ですが、昨年度の執行額は、出動要請をした捕獲員に支払う出動報償金、ヒグマやエゾシカの捕獲報償金、駆除協力会の活動報償金、消耗品や残渣処理手数料、新たに狩猟免許を取得された方がおりましたので、その取得補助金、ヒグマ出没情報システム運用負担金など合わせて401万4,000円となっております。また国費で実施しております、鳥獣被害防止総合対策事業では、実施隊による一斉捕獲や緊急捕獲活動により173万3,000円の交付がなされております。本年度の予算としましては、以上の補助金等に加え、ヒグマ捕獲用箱わな購入費など556万3,000円を計上しており、鳥獣被害防止総合対策事業費合わせて692万1,000円となっております。

3点目の電気柵については、ヒグマやエゾシカによる食害を未然に防ぐには有効な手立てだと考えており、更なる被害防止の観点から助成につきましては、農協と協議をして前向きに検討したいと思っております。

4点目の都道府県による有害鳥獣被害対策に係る補助事業ですが、北海道では独自の補助事業はありません。また町としての補助事業については、前段でご説明しました事業等により、今後も被害防止と個体数の削減に努めてまいりますので、生産者の皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 有害鳥獣被害については、場所によって鳥獣の種類も違うし、農家にしてみれば、少々の被害では農協や町に報告していないのが実際ではないかと思われまます。エゾシカの数には町全体で何頭生息しているのかもわからないくらい増えていると感じます。またヒグマについては農家の経営形態の変化で、北部檜山では10年前より頭数については5割ぐらい増えていると言う人もいます。その結果は、エサが増えているということに繋がると思われます。被害については、麦類とコーン類、ビート、果樹、園芸が主ですが、対策が遅れると大きな被害になると思えます。近年は家畜の被害は報告されていません。また、エゾシカの被害は草食動物のため年中あらゆる作物、木にも被害があります。そのほかキタキツネ、タヌキについては、作物違いもありますが、ビニールハウスに対するビニールの破損、テープの切断、灌水チューブの切断などが見られます。ここ2、3年の取組では、捕獲頭数は多くなっていますが、生存頭数は前に比べて一段と多くなっていると思われまます。キツネについては、年中狩猟期間にしてもらいたいと思っております。また先ほど町長から前向きな発言ありました電気柵の件ですが、大変、農家にとっては有意義なものではないかと思っております。それと有害鳥獣捕獲出動報奨金についてですが、隣の町って言っているけれども、いろいろなものがありまして、町で費用出さないとかっていう話もありました。1時間当たりの金額が全道レベルから見て安いのか、高いのか、平均なのか、その辺ハンターの方々が納得する金額をお願いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員にちょっとお尋ねしますが、今のハンターの単価の件と、何点ですか、町長に答弁を求めるのは。

○4番（橋本一夫君） いろいろ話しましたが、ハンターの出動のことに對してお願いします。

○議長（真柄克紀君） ハンターの出動の体制についてどう考えているかということですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。エゾシカ、ヒグマを中心とする野生鳥獣の生息数の関係ではありますが、はっきり申し上げることができませんが、しかし確実に増加しているという状況であるというふうに認識をしております。したがって、こうした被害につきましても、これからは増加するものというふうに感じておりますので、しっかりと対策をしながら生息数の削減、それから被害防止対策ということに取り組んでまいりたいと考えております。

それから出動報奨金の関係につきましても質問もございました。これについては、他町と比べてどうなのかということは、私たちも掴んでおりませんでした。これらについてもそういったとこをしっかりと捉えながら、また1番お世話になっているところのハンター等の組織等のお話もいただきながら対応してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 3回目の質問をいたします。

産業教育常任委員会では、今年、栗山町への視察を考えておりましたが、コロナの問題で中止になりました。それというのも、南空知管内で広域で鳥獣被害のことに對して勉強会を開こうではないかというような組織が立ち上がったようなんですけれども、今後、北渡島檜山4町、長万部、八雲今金、せたなという中においても、北渡島檜山4町での広域、仮の名称になりますけれども、広域鳥獣被害対策協議会なるものを立ち上げてはどうだろうかと思っております。当然生き物ですので、エゾシカにしても、ヒグマにしても移動して歩くわけです。その辺、広域でやると鳥獣の被害が減らせると思います。そしてまた各町におけるハンターの移動を自由にすると、鳥獣被害も抑えられるのではないかと思いますけれども、その辺のご意見をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。

ただいま広域協議会が必要ではないかというご提案がございました。これにつきましては、ハンターの皆さん、あるいは農協あるいは近隣町と情報交換をしながら、その取り扱いについて検討してまいりたいというふうに思います。

よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで橋本一夫議員の一般質問を終わります。

ただいまより10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは、せたな町の農業支援システムの育成を通じた農業振興策について

てご質問させていただきます。

町の中長期的な農業振興方針を示しました、せたな町農業振興ビジョンが平成25年に策定されました。その中で具体的な取り組みの章に担い手の育成確保について書かれております。そこでは、新規就農対策、農村のリーダーの育成、パートナー対策等が具体的な取り組みとして示されており、本日、私が質問いたします農業支援システムについても記されております。

新規就農者対策では、新規就農に係わる研修の手当や住宅の整備等、受け入れ環境が整えられた結果、来春には新規就農予定者が出てくるといった具体的な成果が出始めております。しかし本日、質問いたします作業受委託組織等の農業支援システムに関しては、一向に具体的な成果は見えていないように思います。

今後、農家の高齢化や後継者不足にますます拍車がかかることが予想されている中、作業受委託等の農業支援システムの構築は最優先の課題だと思います。この現状を踏まえて、以下2点についてご質問させていただきます。

1番、町の農作業受委託組織、法人化等の農業支援システムの現状とこれからについてお伺いいたします。

2番、農家戸数の減少する中で農地を維持するためには、農業支援システムの構築と同時に農地の基盤整備も必要だと思います。今後、農地の基盤整備についてどのように取り組んでいくのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えします。

まず1点目の農作業受委託組織、法人化等の農業支援システムについてですが、現在まで18法人設立され、近年は、ほとんど1戸法人が設立されております。町で把握しているコントラクターは法人1社です。その他にも、個人で作業を受託している方が数人程度おられるようです。高齢化や労働力不足に対応するため、コントラクターやTMRセンターが全国、全道的に育成されているところです。また地域農業者が一体となり、農地を守りながら地域農業の維持、発展を目指す地域連携型法人が全道各地で設立されております。

今後については、こうした農作業受委託組織や法人経営などについて地域や農業者等の積極的な取組に対して、町は国や道の補助事業等を活用し支援を行い、その育成を図っていきたいと考えているところであります。

続きまして、2点目の質問についてですが、現在、道営農業農村整備事業で愛知地区、若松地区の基盤整備事業を実施しており、愛知地区については今年度事業完了となり、若松地区については令和10年度完了予定でございます。

また今後の基盤整備予定につきましては、トンケ地区の基盤整備を令和5年度から令和10年度の6年間、そのほかでは丹羽地区の基盤整備も予定してございます。そして基盤整備事業に伴う受益者負担金の軽減事業、いわゆるパワーアップ事業につきましても今年度で終了であります。来年度以降の存続についても北海道に要望しているところです。

したがいまして今後の基盤整備につきましても、狩場利別土地改良区と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 今、町長からの答弁で法人化が18戸ある。1法人はかなりできていると思うんですが、これからやはりコントラクター、作業受委託組織というものの設立というのが非常に必要になってくると思います。町としまして、これまで基盤整備事業ですとか、農協の施設への支援、たくさん行ってきたことはこれまでの経過を見ればよくわかります。

また昨年まではチャレンジ事業と銘打ち、3年間にわたり個人の農家にコスト低減や受益性の向上の取り組みに対して補助を出され、それは非常に個々の農家喜んでる声、私も聞いております。ただそれだけの、小手先だけのことって言ったら語弊があるかもしれないんですけど、もっと総合的に1番大事なところの人と農地をどう守るか。農地のところでは、やはり基盤整備、そして人を守るためには、やはりコントラクターのような作業受委託の組織をしっかりとやっていかなきゃいけない、このように思います。

私6月に檜山振興局が主催する会議に出させていただきました。役場の農務課の方も来られているので、情報は共有していると思うんですが、そこで北海道が出した資料、配られました。平成27年に325戸だった農家は、今から10年後の令和12年には240戸になる。それに伴い1戸当たりの経営面積が15ヘクタールから20ヘクタールに拡大する。そして何よりも深刻なのは、平成27年に36%だった65歳以上の農家の割合が、令和12年には46%、約半数近い農家の方が高齢者というふうな現状で、この町の農業を支えていかなければいけません。農家戸数が約3割減少して、高齢化が進んだ農家の耕作する面積が3割以上増加するという危機的な状況が、もう目の前まで来ています。農業政策というのは、対策を打ってから準備段階があって実施段階がある非常に長い政策になります。そう考えると一刻も早くこの問題に手を付けなければいけない、農作業の支援システムこれ早く構築しなければいけないというふうに私は思います。

仮にそのような受委託の組織ができたとしても、条件の悪い農地は、最終的には遊休地化していきますので、そうさせないためにも基盤整備は絶対に必要です。愛知地区、若松地区、トンケ地区、丹羽地区、町長は計画的に整備していくというふうにおっしゃってますが、それ以外の土地もせつな町にはたくさんあります。今、町長が答弁なされた地区以外、かなりのところがほとんど手つかずで条件の悪いところになっていますので、そこは今後、遊休地化する恐れがあるところだと思いますので、そういうところも含めてせつな町の農地をどう生かしていくか、しっかり考えていただきたいと思います。

先ほど私、将来の予測を述べさせていただきましたが、令和12年あと10年後には危機的な状況が来る。このことはもうわかってらっしゃると思うんですが、そのことを踏まえて作業受委託組織、コントラクターの整備、基盤整備、今町長が1回目で答弁なされなかったところを今後どうしていくか、そこをもう一度答弁いただければというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず2回目お答えをさせていただきます。

まずコントラクターの必要性についてのお話ありがとうございました。私もそのとおりだと思っております。コントラクターの場合、これは臨時的な保険ということではなくて、この事業の効率化、それぞれの経営の効率化という観点から積極的な事業展開の一つの政策というふうに考えるべきとい

うふうに思っております。いわゆる作業受委託をすることによって双方にメリットがあるという取り組みだというふうに理解をしております。

そのためには大型機械が駆使できる条件整備というのが、これはもう第1である。そうした中においてこの取り組まれる事業というふうに思っております。取り組みの目安としては、1法人、耕種であれば300ヘクタール以上、畜産であれば1,000ヘクタール以上という目安もございます。そうした受委託面積を確保しなければ、なかなか立ち行かないという状況もあるようでございます。

そうしたことから考えると、どの程度の希望があるかどうかということは、現在のところ調査してはおりませんが、しかし農家の皆さん、農協そうした必要性は十分感じているんだろうというふうに思っておりますので、先ほど言いましたように、そうした地域の皆さんの動きなどをしっかり聞いていきたいと考えております。

ちなみに昨年までのチャレンジによる共同取り組みということでは53組合、これは育苗もありましたし、収穫作業の利用組合といったものもございます。さまざまございます。こうした組合や共同作業の取り組み地域で進めている取り組みが、さらに地域内の連携を進めながら段階的に拡大を図っていくということも必要であろうと、一気にこのコントラクターを目指すということには、現状なかなかないのではないかとこのように思っております。農家の皆さんのこうした取り組み、それから農協の考え方というものを整理しながら進めていきたいというふうに思います。

また1番大事な農地整備であります。これは土地改良区が賢明に進めている事業でございます。ぜひ改良区の中に入っていただいて、そうした条件整備を農家自身の手で積極的に進めていただければということも大事なことだというふうに思っておりますので、そういった相互からしっかり支援をしてまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 町長の答弁の中にコントラクターとして経営が成り立つ面積、耕種の場合は300ヘクタール、畜産の場合は100ヘクタールが目標だと。なかなかそれを一気にこの町で考慮してくれる、私もそういうことを望んでいるわけではありませぬし、きっと農家の方々、農協に関してもそこまで大きいものを望んでいるということは、この町ではないと思ひます。

再質問のときにも話したように、厳しい時代が10年後にはもう襲ってきます。その前にこれだけ大きな組織ではなくても、できるところ手をつけていくと、このような考え方が必要だと思ひます。再答弁の際に、町長チャレンジ事業のこともお話しくささいました。集団の取り組みで53組やって確か200万円まで補助していただいたと思ひんですが、これも非常にいい取り組みだったと思ひます。ですからたしか吉田議員も去年一般質問で述べているとは思ひんですが、そのような集団の取り組みを、今後地域をまたいでせたなの農地を守ってくれるんだ、守っていこうとそのような取り組みに、ぜひとももう一度光を当ててもちろん小さな農家も応援していかなくやいけないと思ひんですが、やはり面として農地を守っていく組織集団、チャレンジ事業で53戸も組合があるということがわかってるんですから、そういうような集団に、今後また町単独できちんと支援していきながらせたなの農地を守っていく。できればそこで作業受委託システム、そんな300ヘクタール、2000ヘクタール、そこまでは望まなくともいい、100ヘクタールでもいいじゃない

ですか。小さな規模でもやれるような形のを進めていく、このような姿勢が私は大切だと思いますので、町長はどうお考えになりますか。

もう1点、今日私が質問させていただいた、作業受委託のシステム、農地の基盤整備というのは議会だより調べてみますと、結構、先輩の議員方が少し切り口は違うんですが、高齢化や担い手不足に対してどうするんだってという質問を何回も行われています。また農業委員会も、毎年農業施策等に関する意見書というのを町側に提出しておりますが、去年は農地を守っていくための組織の検討や、これは公社ですか作業受委託の組織のようなことが盛り込まれています。また農地の基盤整備もっと促進してください、このような意見書が農業委員会から出されていると思います。

新函館農協や北檜山町農協が組合員に3年に1回実施する組合員の意向調査というのがありますが、直近の調査を調べてみましても、基盤整備は担い手対策への強化というのが、しっかりと読み取れることがわかっています。議員や農業委員会、そして農協からきちんとこのような課題として公になってますから、町もその中で中心となってこういうような組織を結びつけるのは、私は町の大きな役目だと思いますので、町がこれからしっかりとその中心になってこの厳しい10年後の農業環境を迎えるにあたって、その課題解決に取り組んでいただきたいとこのように思います。町としてできること、できないこと、いろいろあると思うんです。できないことはできないと関係団体にはっきり伝えればいいと思いますし、ここまでは町がしっかりとやりますよと明確に示して具体的な対策を打っていくこと、これが私は必要になってくると思います。

いずれにしても、今私が言った農業支援システムの早急な構築、基盤整備の早急な実施、このことはこれからの農業環境において不可欠なことだと思いますので、町長の強い決意をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

一気にこうしたシステムの構築を目指す、コントラクターを目指すということはなかなか厳しい問題だと思っておりますが、しかしその必要性は十分に認識をしているつもりであります。では当面どういうことを進めなければならないかといったことで、横山議員からもお話がございました。やはり地域において、しっかりと共同作業や機械等の利用をしていただくと、この地域外のそうした両組合との連携をしっかりと図っていくと。次にそうした取り組みを段階的に広げていって集団の再編などをしながらコントラクターを目指すと言ったことが1番の近道ではないかと思っております。

農業委員会等からもこうした建議がなされておりますが、なかなかこの農家、農協の機運が高まっていないというのが現状であります。これはこの種の組織につきましては、農家、農協の機運がしっかりと高まって、その認識が共有され、その中で志の高い経営者がしっかりと皆さんの協力をいただいて取り組むという体制がなければ、なかなか成功しないんだというのが私たちが今認識しているコントラクターの進め方、あり方でございます。こうした状況から私たちもそういった機運の盛り上がりがあれば、いろいろと支援をする手立てというのは十分に持っているつもりであります。

合わせてこれからの農家戸数の減少については、規模拡大だけではなかなかこの対応し切れない部分があるということも、これも事実でありますので、基盤整備等の補助の整備については、自分

の土地でありますから、農家の責任として積極的に土地改良区の中で整備をしていただいて、そういった条件整備というものをしていただいた上で次の段階に進めるものと。なかなか作業効率の悪い土地ばかり受委託をしても、受委託の金額は高くないと合わないということから、受託する農家側にもメリットがないという状況が当然出てまいりますので、こうした状況に陥らないようにそれぞれがしっかりと努力をしてコントラクターに対応できるような、そうした条件整備をしていただくことが大事だと思っております。

町としては、そうした状況が皆さん方の中でしっかり整備されればいろいろと支援をできますし、またその整備の過程においてもいろいろと支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 8番、横山議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長にお尋ねいたします。

医師確保対策と医療不安の解消、瀬棚、大成診療所の維持、国保病院敷地内での飼い犬の咬傷についてお尋ねいたします。

①連続する医師退職による医療不安が生じており、医師の安定的な確保は、我が町にとって喫緊の課題となっています。今後の医師確保の見通しを伺います。

②9月から、大成診療所の金曜午後が休診となり、瀬棚診療所はフル診療日が週1日、残り3日は午前のみとなり、区民の間で閉鎖不安が高まっています。今後の方針を伺います。

③国保病院敷地内での飼い犬による咬傷被害は、せたな町畜犬取締及び野犬掃とう条例に違反するものであり、過去にも発生しています。これまでの対応策と被害根絶に向けた今後の取り組みについて、病院開設者である町長の考え方を伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員のご質問にお答えします。

1点目の医師確保対策につきましては、ご質問にあるとおり医師の安定的な確保は喫緊の課題であり、私もこの地域に必要な医療を継続して提供していくうえでも、最も重要であると認識しているところであります。

8月末で常勤医1名が退職されましたが、後任の医師の確保に向け、町のホームページに医師の募集要項を掲載したり、北海道地域医療振興財団や民間の医師紹介会社などを通じて広く募集をしているところであります。この地域に貢献していただける医師の確保に向けて、引き続き最善を尽くしてまいりますので、ご理解願いたいと思っております。

2点目です。現在、国保病院では発熱外来を設置しており、常勤医、看護師をはじめとする病院スタッフには大変なご苦勞をおかけしております。このような状況の中、8月末で常勤医1名が退職したことに伴い、瀬棚診療所では9月から火曜日の午後と金曜日の午前を休診しております。大成診療所では金曜日の国保病院からの医師派遣を取りやめておりますが、いずれも医師の確保ができ次第、状況を見て再開する考えでありますので、けして診療所の閉鎖を考えているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

3点目のご質問にお答えします。先ほど行政報告で申し上げたところでありますが、これまでの対応としては、飼育者の院長から18日、条例で定められた加害届が役場に提出されております。同日、院長が被害者のご両親に謝罪をしております。

また20日には開設者の私と、院長、事務局長が被害者のご両親に謝罪をいたしました。被害根絶に向けた取り組みにつきましては、27日付で飼育者に対して、条例に基づく飼い犬の適正管理など、危害防止のために必要な措置を講ずるよう通知を出したところであり、その後、担当者が現地確認を行い適正に管理されていることを確認しております。

開設者として、再びこのような事態が起きないように、管理の徹底に努めてまいりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。

医師確保の努力について答弁ありましたよね。こちらにすると、ピンとこないんです。額面どおりの答弁ですよね。ホームページ云々、医師紹介機関云々と、あなた自身が汗をかいて、今こういう対象に向かってこうだということを議会に報告できるように、ぜひひとつ頑張ります、頑張ってくださいというふうに思いますので、これは督励をしておきます。

それから診療所の閉鎖不安の問題なんですが、やっぱり今の答弁ピンとこないんです。閉鎖は考えていないと、それはそうでしょう。今までも答弁してるんですから。しかし住民はそう考えていないということなんです。そういう住民の間にある不安感、それはあなた危機としてきちんと認識していますか。まず大成から申し上げますが、所長の先生、何歳だと思いませんか。昭和19年生まれですよ。定年すでに11年超えてるんです。一生懸命やっただけのことについては、感謝をいたしますが、区民の中には高齢による不安というのはあるんです。ここについてきちんと答えてください。

それから瀬棚診療所の問題です。だんだんだんだん縮小の方向に向かって言ってるんですよ現実問題として。今は週4日です。週4日のうち午後診療も合わせた、フル診療日というのは1日だけなんです。あとは午前中だけでしょう。だから住民は、いや高橋町長、閉めないと言っているけども、今までのやり方見たら閉めるよというふうに言うんです。それは私はそういうことはない一生懸命個別に説明はしておりますけれども、辞めてほしくない医師が辞めていってるっていうんです。そういうことに対して、町長も心致して住民の不安が本当の意味で解消されるとすれば、私は医師確保しかないと思います。この点でも医師確保の問題を強く求めておく次第であります。

次に、咬傷事件について再質問いたします。町長ね病院という町民の命と健康を守るべき施設とその敷地内で咬傷事件の連続的発生っていうのは、あなた許されると思いますか。今回初めてでないですからね。町長知ってるように。そこについて行政報告では触れてないんです。それから、あなたの今の答弁でも触れてないんです。大変遺憾だということを申し上げておきます。それでこの際ですから町条例に基づいて、どういう問題点があるのか分析してみたいと思います。

まず一つは、町条例の第3条2項では、畜犬の飼育者は、前項の規定により畜犬をけい留にあたっては、人または家畜への危害の防止のため規則で設けるけい留方法を守らなければならない。町の規則でどうなってるかという、鎖や綱の長さ2メートル以内になっているんです。町長この規

則見ましたか。現状いくらありましたか。あとで答えてもらいますが2メートル以上の長さなんです。私は3メートルくらいと聞いてますが。現実には測ってませんから確定的なことは申し上げませんが、規定の長さよりはるかに長かった。これ条例違反と言わないんですか、こういうこと。それから第5条ではこう書いてあるんです。畜犬の飼育者が、畜犬の飼育の場所の出入口、その他、他人の見やすい箇所に規則で定める表示をしなければならない。これも規則を見ますと、こういう貼り札を下さいとなっているんです。縦7センチそれから横幅は6センチです。これやってみましたか。答えてください。それから第6条で畜犬が人または家畜に害を加えたときは、畜犬の飼育者は、速やかにけい留その他の適当な措置を講じ、当該畜犬が加害した旨を町長に届け出なければならない。今回は届け出たようです。被害者側からの届けもあったし、じゃ前回どうだったんですか。私が調べた限りでは、加害届は出されていた形跡はないんです。何で出されないんですか。それは前回の時も町長は知ってたと思います。その件は。なぜ出させないんですか。これ条例違反でしょう。3つに留めておきます。こういう条例に基づく措置が正しく取られておれば、私は今回の事件は発生しなかったと思うんです。それは飼い主自体の固有の責任が一つ。同時に条例遵守の行政責任を持っている、あなたの対応に手抜きがあり、極めてずさんだったということがもう一つの要因だというふうに私は見てるんです。

行政報告であそこまで踏み込んで事務方が文書を作ったんでしょうけれども、報告なされたということについては、これは重く受け止めます。さはさりながら条例違反だという事実が一言半句触れられていないんです。それからもう一つは、再発生してるんです。つまり以前の事件もあるよと。それは私は1回だけだと思ってません。そのほかに複数回ありますから。さらには病院の敷地内ではないけれども、首輪離れちゃってキャンプ客に多少のことがあったんじゃないですか。そういうことも総合的に調べると、これは町長、深刻な問題なんです。前回の時にも事件以後一時は病院の敷地内から離して、自宅で飼ったと。戻したという事実は確認しております。ところがいつの間にかまた病院の敷地内で飼ってるわけです。だから再発を防止するとなれば、町条例に基づいて厳格にやっていたかなければ、これは再発防止にならないというふうに思いますが、今回の件だけではなくて、広く町内一般の畜犬の噛み付き防止についても合わせてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず医師確保についてでございますが、これまでせたな町の医師は、診療所含めて5名の医師に診療にあたっていていただいております。そのほかにも臨時的に、いろいろな病院からの派遣等をお願いしているところでございます。5名ですから1人5年勤めていただくということになりますれば、毎年1名ずつ医師確保に努めていかなければならないという状況にはございます。町としても、この5名の医師を確保すべく懸命努力をしているところでございます。

私の努力はどうなんだという話もございましたので、お伝えしておきたいというふうに思いますが、過日、札幌に出向きまして実際に医師との面談もさせていただいているところでございます。いろいろなチャンネルを通じながら医師確保について努めて頑張っていきたいというふうに考えておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

この診療所の閉鎖についての発言もございました。これは町民が安心していないんだというお話でございましたが、私は閉鎖については全く考えておりませんので、ぜひ安心して議員からお伝えいただきたいというふうに思います。

3つ目でございます。適正な管理がなされていないと、条例違反ではないかというご指摘がございました。そのとおりだというふうに思います。適正に今後管理していただくように町からも伝えているところでございまして、現状そういった状況が確保されているという確認をしたという報告がございました。こういった事故が病院内で起こったということについては非常に残念なことでありますし、私の指導不足ということもあると思いますが、いずれにしましても、しっかり事故について誠意をもって対応していかなければならないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入る前に議事進行上申し上げておきたいことがあります。答弁中途半端なんです。初めてじゃないでしょ、前回は起きてるでしょ。前回の時に町条例に基づくどのような措置を取ったのかということをお聞きしたいんです。これはゼロ回答です。再々質問に入れませんかから答弁させてください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これまでも何回かのこうした事故が発生しているという議員の件のご指摘がございました。実は私が知りえている事故というのは、このほか1件、自宅の中であった咬傷事故ということで報告をいただいております。それについては、議員ご指摘のように今回のような手続がなされていないということでございました。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問です。どうもその町長の答弁、私、しっくりとこないんです。条例に基づく措置を取っておりませんでした。そんなこと分かってるから聞いているんです。こっちは、そのことが今回の事故を誘発する。飼い主の責任もありますが、さはさりながら行政執行者としての、特に病院開設者としてもきちんと責任を感じてもらわなきゃいかんのです。だって今回の事件なんて警察問題になっているんです。やはり刑事の関係なんです。警察の処分がどうなるのか、私はわかりません。しかし町長のほうで処分しなきゃならん仕事があるはず。ついでですから紹介します。町条例の第14条です。次の号のいずれかに該当する者は10万円以下の罰金または科料に処する。（1）として、第3条第1項の規定に違反して畜犬のけい留をせず、または同条第2項に規定する規則で定めるけい留方法によらなかったもの。つまりけい留する場合は、2メートル以内の鎖や綱でつないでおきなさいと。違反してるんじゃないですか。これ発動するんですか、発動しないんですか。それから14条の2項です。次の各号のいずれかに該当する者は、5万以下の罰金または科料に処する。次の各号のうち（3）というのがあるんですが、第6条の規定に反して加害の届け出をしなかった者。今回は届け出したからいいですよ。前回はどうなんですか。しかも前回のケースをあなた認識しておったんですよ。何で出させなかったんですか。したがって処罰もしていないと思うんですがね。それから次の各号のいずれかに該当する者は、3万以下の罰金または科料に処すると。（1）として第5条の規定に反して、畜犬の表示をしなかった者、ようするに7センチ、6センチの札をしていなかった者、これも処罰の対象になっているんです。私は、是が非で

も処罰しろとは言いません。それは情状という問題がありますから、しかしあなたの口からそのことを真剣に検討してみたという答弁も一切ないわけです。だから最初から最後まで条例違反の積み重ねじゃないですか。重ねて申し上げますけども、町の中で畜犬による噛み付きの被害を根絶するとすれば、町長が相当畜犬に真剣に先頭に立ってもらわないとならないですよ。そここのところの責任と、今回の事件についてもきちんと条例上に基づいて処置をするか、しないのか。最後にお答えを願います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

今、14条関係あるいは第5条関係でのご質問がございました。当然、それに沿って対応してまいるといったことになると思います。

○議長（真柄克紀君） 今2つの質問に対してはその質問のとおりそういう形での処置をするということでの、答弁でよろしいんですか。町長ということですか。わかりました。そういうことで町長の答弁がありましたので、これで菅原議員の1問目の一般質問を終わります。

ただいまより1時まで昼食といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を再開する前に、11番菅原議員より質問内容を視覚化し、わかりやすいようにと資料の持ち込みと配布について許可の申し出がありましたので、検討の結果これを許可してございます。この資料の持ち込み配布について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

資料を配布するあいだ暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開します。

それでは一般質問を再開します。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に、せたな雅荘再開に向けた真摯な取り組みと、町内介護サービス事業所への支援策についてお尋ねをいたします。なお先ほどお示ししました資料につきましては、再質問の段階で活用しますのであらかじめご了解をお願いいたします。

①せたな雅荘が閉鎖されてから1年半になりますが、6月議会以降の再開作業の進捗状況を伺います。

②昨年6月議会以降5回にわたる私の一般質問に対し、町長は事実経過に反する答弁を重ねてきました。この際、先の見えないイムスグループとの交渉だけでなく、社会福祉法人北檜山恵福会との真剣な協議を開始することを強く求めます。

③せたな雅荘の閉鎖は、平成27年の国の介護報酬引き下げに端を発するものですが、町内の他の介護サービス事業所も同様の問題に直面しています。介護職員の確保と経営維持に対する町の強力な支援策を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、6月議会において、イムスグループとの交渉経過についてご説明しておりますが、3月30日にイムスグループ本部へ訪問、面談を行って以降、電話やメールでのやりとりを続けながら、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み面談日程を調整していただいておりますが、東京において感染拡大が続き訪問することができず、7月13日、WEBによる協議を行いました。

協議内容については、これまで提案している運営方法について改めて両者で確認をし、各施設における決算状況や諸手続きに要するスケジュールなどを説明させていただいております。現段階ではまだ回答は来ておりませんが、前向きに検討していただいているものと認識しているところであります。

2点目のご質問ですが、雅荘の事業再開については、北檜山恵福会と真剣な協議を行いながら、イムスグループに検討していただいているところでありますので、ご理解願います。

3点目のご質問については、道高議員への答弁と重複する部分もございますが、平成28年度から実施している介護人材確保・育成支援事業のほか、今年度新たに制定した産業等活性化補助事業を活用しながら、新規学卒者で正規雇用の介護従事者を雇用した事業者に対する支援をしております。また各事業所の経営維持においては、介護職員の確保が大きな課題となっていることから、さらなる人材確保対策について前向きに検討していきたいと答弁したとおりでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。

①については、いろいろ言葉での報告はございましたが、政治的に、実務的に前進していなかったということですね。それをあたかも前進していて、実現に接近できるかのような言葉で答弁するというのは、私はやめたほうがいいと思います。それでお配りした資料のほうを見てほしいんです。これは私の責任で私が行った議会質問に対する答弁、これ赤く刻印してあるのは、町長答弁をその中心部だけ抜き出したものです。それから真ん中のイムスグループとの交渉経過、これは6月議会のときに要求した報告文書を整理したものです。同様に1番右側、檜山振興局との折衝経過、これも町側から出された資料を整理したものです。

そこで何点か申し上げたいんですが、昨年、第3回定例議会、これは9月24日でありますけれども、町長は町内事業所に引き続き検討依頼、私もお願いして介護職員の確保が大きな課題だと、

こういう答弁なんです。ところがあなたのほうから報告された経過は何も進展していないんです。ましてや介護職員の確保が大きな課題か小さいな課題かなんて判断する余地ないじゃありませんか。

それに先行する3月15日、ロイヤルの事務長よりイムスの検討要請について厳しいとして断られているんです。これはあなたのほうから出た資料ですかね。私が作り上げているんじゃないんです。もう一つ、第4回定例会を見てください。現在も引き続き検討していただいて随分前進してきたという印象だと。前進してますかこれ、ロイヤル病院に行って再検討をお願いしたいということと、それから11月29日にイムスグループの会長、同上の検討を要請したと。要請しただけであってどこが前進しているんですか。検討していただいている。検討以前の話じゃありませんか。第1回定例会、今年です。事業継承に向けて確認作業をしている。交渉相手の法人名は言えないと、これはどうでもいいですけども。事業継承に向けて確認作業しておりますか。それは1月7日にイムスグループの2名が来町して、恵福会運営の施設を視察し、面談しただけの話でないですか。どうしてこういう答弁になるんです。それから、この6月ですよ。北海道新聞に非常に町民の期待持てるような報道記事になってましたけれども、これは、あなたが委員会で報告したとおりの記事だと思います。しかしそれに基づいていつ再開できるのかと聞いたら、それはいつとも申し上げることはできないという話です。それから、もっとも責任を痛感していただかなければならないのは、全てこれまで町内の事業所に検討をお願いしているという答弁で進めてきたんです。だから私は町内の事業所はどこなんだと、社会福祉法人はどこなんだと。これについては先方にも了解とらなきゃならんから申し上げることはできませんと、差し控えると。申し上げた結果どこか行っていったら、町外の業者じゃありませんか。今まで町内だって一生懸命言ってきたのが180度違ってるんです。その時の言い分、何かというと、ロイヤル病院を通じてお願いしたから町内事業所と説明してきたと。町内事業所とイムスは同じに思っただけで結構だと。結構でないですよこんなのは。勝手に人に結構だなんて言わないでください。私は真面目さを欠いていると思います。だから、もちろん私どもも真剣に腰を据えて、この問題に取り組みますからもっと事実を詳細に正確に、私は非常に危険な、時間の余裕のない段階に来てると思いますけれども、真実に基づいて議会との協力、共同の中で打開できるように、特に町長に自覚を求めたいと思うんです。

それで②のほうに行きますけれども、先ほどの答弁、これは重大な誤解があるんです。私が、北檜山恵福会と真剣な協議を開始せよと提起しているのは、イムスに引き受けてもらうために北檜山恵福会と協議せよと言ってるんじゃないです。この質問通告書も悪いかもしれませんが訂正しておきますが、いつまでもイムス1本に絞っていても、先の見通しは出てきません。はっきり言いますが、これからもし12月までに話がまとまったにしても、町長、介護職員の確保の問題あるんです。これはあとでまた触れます。ですから北檜山恵福会と真剣な協議を開始するということとは、私はもう一遍戻ってもらった方がいいと思うんです。戻るためには何と何が必要かという煮詰りをきちんと行って、その上で他の介護サービス事業所との不均衡、不整合が起こらないに支援策を捻出してみたらどうですか。しゃべれっていったら私しゃべってもいいですよ。恵福会に再開を取りつけるか。あとは町が直営でやる以外ないんです。町が直営でやるということについても一つの方法ではあるけれども、町職員の給与に基づいて給与支給するとなれば、事業全体が収支バランス

合わないのは明らかなんです。そういう意味では、私は恵福会と話し合いをして、恵福会に再度行ってもらう。そのために必要な支援策は何と何と何なのか、腹を割って話し合うことが必要だと思うんです。この点、町長にそのお考えがあるかどうか伺っておきます。

それから③です。私は、町長呑気だと思いますよ。何か他人事みたいなこと言って、今せたな町の介護の現場で直面してる問題に答えてないんじゃないですか。先ほどの道高議員の質問答弁も聞いておりましたが、結局あなたに具体的な答弁してないんです。これから一生懸命頑張ります。これから一生懸命頑張るっていうなら、これまで一生懸命頑張っていなかったんですかって言いたくなりますよ。

道高議員の質問にもありましたけれども、介護職員不足っていうのは、これ深刻なんです。雅荘から恵福会を撤退した理由は収支が合わないっていうことがありますよ一つ。しかしその前提に介護職員の問題があるんです。介護職員確保できないということが、非常に大きな問題なんです。雅荘撤退したけれども恵福会全体として介護スタッフの確保どうなっているんだと。他の事業所にスタッフが移っているという情報が入ってるんです私の耳には。それは先日の総務厚生常任委員会でも複数の委員の方から指摘があったじゃありませんか。そうすると基準どおりの職員が確保されているかということが問題になってくるんです。これ町長一つきたひやま荘基準どおり確保できているかいなか、これご答弁ください。資料手元無いのであれば今定例会終わるまでで結構ですから、それをきちんとぜひともお願いしたいと思います。しかも今また新たに退職者が固有名詞も含めて、どうもいらっしゃるようだというようなことなんです。町長これどうします。私は大げさに言ってるんじゃないんですから。そのうちに聞こえてくる話としては、町の委託業務が続けていくことが可能なんだろうか、どうだろうかということも検討しているとか、いないとか、そういう話まで耳に入ってきてるんです。これは私は断言しませんよ。しかしそういう現状に照らしてみれば、先ほどの町長答弁とは噛み合わないんです全然。

ロイヤル病院の問題で言いますと、イムスが引き受けてくれるとなった時に、雅荘の介護スタッフ東京から連れてくるんでしょというふうな話をしている方もいるんですよ善意で。東京からなんて連れて来れません。向こうのほうはずっと給料の水準高いんですから。向こう自体が不足している。しかも同じイムスグループのロイヤル病院、これは11日の募集チラシです。町長ご覧になったと思いますけど、正規職員、嘱託職員、パート職員、介護福祉士募集、それから嘱託職員、パート職員、看護補助員募集、ロイヤルさん自体がスタッフの確保四苦八苦しているんです。こういう現状を見た時に道高議員に対する答弁だけでいいんですか。私は、緊急、即急に他の介護サービス事業所に対する経営上の支援策と合わせて介護サービスの確保の問題、これはぜひ具体化してほしいと思うんです。参考までに申し上げますが、公益財団法人介護労働安定センターがつい先日公表した介護労働実態調査、これは2019年ですが、酷い結果になっているんです。回答した9,126事業所のうち、69.7%の事業所が介護職員不足だと悲鳴を挙げているんですね。これは2015年以来最悪のデータだということです。それから訪問看護師、それから介護職員この1年間の離職率は、町長実に15%です。賃金は安い、仕事がきつようになってくるわけです。こういう時に一般論で支援をやります、何をやりますと言っても間に合いません。言葉は重なりますからこれで終わりにしますけれども、真剣な対応策、私は、緊急避難的という言葉もあえて付け加

えたいと思っておりますけども、ぜひ対応していただけませんか。せたなの介護の現場大変です。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず1つ目の問題にお答えをしたいと思います。ロイヤル病院に事務長より厳しいと断られたというお話でございました。これは1番最初、雅荘単体についてできないかというお願いをさせていただきました。結果は、単体の事業運営は厳しいということでございましたので、誤解をされないようお願いしたいというふうに思います。

2つ目ですが、菅原議員も急ぎたいという気持ちはわかります。私も一緒でございますが、今、真剣にさまざまな角度から検討していただいていると、時間を要しているということでございますので、ここはひとつその結果を待っていただきたいというふうに思います。

それから3つ目、介護人材不足ということは、これはおっしゃいましたように全国的な問題となっております。町といたしましても町村会を通じて、国に対しての改善の要望というものもいたしておりますが、しかしこれはだからといって町で黙って見ているという状況ではないというふうに考えております。具体的な内容につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。これからしっかりと検討させていただきたいというところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 恵福会との交渉を再考する考えはないかどうかというその1問残ってます。

○町長（高橋貞光君） まだ検討が続いている状況でございますので、そういったことは現在のところ考えておりません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。

町長ね、あなたそういう答弁するからダメなんです。真剣にこちらが考えに考えてギリギリの提案してるんだから誠意をもってそれを検討すると。そういう謙虚な姿勢になんでなれないんですか。イムスのほうの結論が出てから雅荘の再開を恵福会と相談するんだ。イムスの結論1年半経ってもまだ出てないんですよ。これいつ出るんですか。出るの待ってたら、もう令和2年度過ぎちゃって、その時は補助金返還すれということになります。それで今日は質問には触れてなかったんですけども、補助金返還はいつまで猶予されているんだという質問、私6月議会にしているんです。これは書面できっちり振興局からもらってほしいと。町長はそのことを検討しますということなんです。今日に至るまで一言半句もあなたから答えがないんです。私どもの常識では、本来は1億5,000万の補助金、恵福会として返還しなきゃならんタイムリミット過ぎてると思うんですよ。町長それは認めますでしょ。ただ道のほうは再開を目指して頑張ってるっていうからというその一言だけで返還命令出していないようでありますから、これ道もおかしいんですよ。そんな生温いことしてもいいのかという意見があるんです。全国あまねくそういうことでもいいのかということになりますから、補助金適化法というのは厳しいと私は思ってます。イムスの返事を待っているようなそんな悠長な状況でないんです。ペケになってから雅荘再開の話をも恵福会としても、それは全然問題になりません。私は、今ね率直に話し合いをして議会も間に入るなり、あるいは恵福会の理事者と詰めて話をするなり、あるいは、私は再建が必要かなというくらいに恵福会の理事の体制、実は心配しております。当たらぬ心配なのかもしれませんが、私個人としては、恵福会理事会大丈夫なんだろう

うかという心配もしておりますけれども、そうしたことも含めて再開どうだと、してもらえないかと。この話あなたなんでできなんですか。イムスのほうなかなか引き受け大変なようだから、頼むよとその一言謙虚に言えばいいだけの話なんです。だいたい町長、なんでイムス側の交渉に酒井理事長が同席しないんですか。トップが同席しない。経営権の根本的な譲渡の問題について政治折衝なんてありえますか。真面目にやってくださいもう少し。私の指摘、答弁が事実と違うじゃないかと、申し上げてることに対して、先ほどなんて言いました。雅荘単体について断られたんであって、その他のことはそうじゃない。しかし今年の9月の時点で、いいですか、雅荘の検討を断られたっていう事実が過去にあるだけで、全体的、一体的検討を要請した事実はありますか。それが9月30日以降の話なんです。私に答弁したのは9月24日です。そういうことを一々ここでやるつもりはありませんけれども町長、答弁と事実経過と違いますからそれだけは、私は認めてもらわないと、今後信頼関係を持って質疑、答弁なんかできませんよ。みんな嘘言っているんじゃないかと、みんな作り上げているんじゃないかと。いちいちバックデータを取って、裏を取って、これは正しい、これは間違ってる、これは嘘だと、そういう作業を私はやりたいとは思ってないんです。だから複雑なことを私求めてるんじゃないんです。北檜山恵福会と雅荘再開、それに向けた協議をぜひ早急にしてほしい。それは単に雅荘だけの問題じゃなくて、恵福会全体の事業、経営の維持、介護職員の確保、ここまで話も広がるでしょう。そうなれば他の介護サービス事業者も同じ悩みに直面しているわけですから、町全体の介護就職支援政策、これ一体的に全体的に妥当性がある形で、整合性のある形で示していく必要があるだろうと思います。そのことについて、もう一度答弁をしていただきたいと思います。これで3回目ですね。それで納得いかなきゃ、あと決算委員会か何かでやりますから、ひとつ逃げ切るような答弁だけはしないでください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをいたします。

いろいろ菅原議員はじめ、議員皆さんにも心配をおかけしているという点については、大変申しわけなく思っているところでございます。目下のところ雅荘の再開と合わせて恵福会の安定運営に全力を挙げて今やっているところでございます。そうした恵福会の要望を受けて、町としてもイムスに検討をお願いして、イムス側としても真剣に検討を重ねているという状況にあります。結果も少しお待ちいただきたいというふうに思います。

ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは3問目に入ります。町長にです。

核のゴミ最終処分場文献調査問題と原発ゼロを目指す再生可能エネルギーの推進に対する町長の姿勢についてお尋ねいたします。

①寿都町の核のゴミ最終処分場文献調査の応募検討問題について、改めて町長の見解を伺います。

②町長は9月1日の産業教育常任委員会終了後、原発は必要であるとする個人見解を明らかにしました。これは、核のゴミ最終処分場文献調査に反対する道内各団体と温度差のある見解であり、昨年せたな町で開催された全国風サミットにおける風力発電推進の方向性とも異なるものです。

町長はどのように考えますか、お答えください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の3問目の質問にお答えをさせていただきます。

菅原議員のご質問にお答えします。

1点目の寿都町の核のゴミ最終処分場文献調査の応募検討問題については、北海道新聞の取材とアンケートに答えたとおり安全性が不透明で心配があり反対だと、これは8月25日の道新にあったとおりでございます。それと合わせて北海道全体で議論すべき問題、これは9月2日の道新アンケートであるとおりであります。この考えは今も変わっておりません。

また8月25日の総務厚生常任委員会でもこの問題について、私個人の意見でございますが、これについては安全性等からいって今は進めるべきではないというふうに認識をしているところでございますと答弁しております。また寿都町から50キロ圏内の長万部町、今金町、せたな町と八雲町で構成する北渡島檜山4町地域連携推進協議会においても、文献調査について性急な応募の判断には反対する、北渡島檜山4町を含めた周辺自治体に説明と議論の場を設定し情報提供と意見の尊重も願う、この2点を寿都町へ出向いて要望書を提出しております。私の見解については、これまでの発言などのおりです。引き続き周辺自治体とも情報などを共有しながら対応していきたいと考えているところであります。

次に2点目の原発は必要であるとする個人見解についてですが、私はそのような発言はしてございません。ご理解を願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

常任委員会での発言なんです、あなたしてるんですよ。副町長、聞いてませんか、あなた町長の答弁。原発推進なんですって言ったらはいって言ったんですよ。それは産業教育常任委員会の皆さん聞いてますよ。あなたが否定するっていうのは私の想定範囲内なんです。なぜならば会議録ないからです。委員会終了後だから、大体選挙であわび山荘改築に向けた諸課題の検討を推進すると明確に文書まで出ているのに、そんなこと約束していないという、それを100数十名の区民の前で平気で言う方ですから、事実と違う見解を述べるっていうのは私、想定済みです。

それで先ほど町長が答弁されていた、総務厚生常任委員会の横山委員のお尋ねに対する町長答弁、これは会議録できちんと出てますから、これ読み上げます。やむを得ませんから。原子力発電所については、与党、野党の皆さんも必要という、一部では必要でないという意見もございますが、大方が原発は必要という立場に立っております。これはしたがって核のごみの処理については、当然国の責任においてやらなければならない仕事と。それについて私たちはどうこう申し上げるつもりはございません。私これ見たらね、この方は原発推進なんだなと思いました。傍聴してたから、そういう感じしたんです。

それで産業教育常任委員会終わった時に、この同じ会議録読み上げて、町長原発推進なんです。そのとおりだと、あなた答弁したんです。それで首傾げてるからあなた正式にこの本会議で返事してください。原発推進に反対なのか、賛成なのか、我が町の町長として原発ゼロを目指すのか、目指さないのか。ここのところを明らかにしてください。私は、核のゴミ最終処分場文献調査問

題については、原発を推進しようとする人だけでなく、疑問持ってる方も含めた広い慎重な態度が必要だというのは、そのとおりなんです。それはそれで構いません。それから話が短兵急だと、もっと慎重にと、その中には推進に賛成する方もいるんですから、そのことはもう全然問題にしないんです私は。何が問題かと言いますと、この核のごみは結局、原発を推進するから処分しなきゃいけないという問題なんです。原発政策取ってなかったら核のごみの問題は問題にならないんです日本においては。ところが原発というのは、トイレ無きマンションと言われまして、核のゴミ最終的な処理問題について、解決しないままにスタートしたっていう歴史的な誤りがあると思うんです。だから後数年でしょ各発電所の備蓄が満タンになるまでは。ずっと続けていたらそのあと処理しきれなくなるという問題あるわけです。ですから私は、この核のごみの問題をきちんと片付けるとすれば、まず第1に原発政策を転換させなければダメです。日々どんどん新しいゴミは生まれて行ってるんですから、処理してゴミになる前の段階のものが生まれてるんですから、だから私は本当に解決するとすれば、原発は一端止めると。その上で出さないようにする。しかし現実、ガラス個体にして2万6,000個くらいのもが現状ありますから、それについては別途また検討しなきゃいけないでしょう。しかしとりあえずそれは、今各原発の中の貯蔵施設に納まっているわけです。そうするとやっぱり原発を止めるということが大事になるんです。すぐ反論できますよね。原発なくして大丈夫なのかと、町長ね原発なくしても大丈夫なんです。あなたも覚えていると思いますが、福島原発爆発したのは2011年3月です。その後2年経って2013年から2015年までの2年間、全国原発止まったんです。その時に電力不足という問題が起きたか。何も起きなかったんです。結局2015年8月に鹿児島県の川内原発1号機を再稼働させたことによって、2年間の1台も稼働しない状態が無くなったと。その後いくつか条件付きで再稼働してますけども、それで私は、町長の認識根本的に間違ってると思うのは、国や野党の粗方の人が進めてると、こういう認識ですが、それは間違ってます。正論の過半数以上は脱原発です。政府はどうか知りません。ベースロードにするっていつて推進してるんですから。野党だって今度できた新しい立憲民主党も原発ゼロの方向での施策の取りまとめになるでしょう。それから私もう一つ言いますが、原自連と言いまして、原発に反対して自然エネルギーにしようという団体が全国的に作られているんです。そのメンバーの有力者の1人は、実は小泉元首相なんです。しかも小泉元首相は原発ゼロにするっていう1点で総選挙やったらいいじゃないかという発言もしたことがあるんですから、もう今ね。保守といえども、自民といえども、もうこのままでいいのかというのが今の時代の趨勢なんです。それはあなたは唯々諾々と与党も野党も推進しているんだと。よく聞いたら私もそれで結構ですということなんですよ。もし違うのであれば、はっきり原発ゼロを目指しますと断言してください。それならば産業教育常任委員会で、あなたがおっしゃったことについては私は聞き流してもいいです。今日だから核のゴミの調査問題と合わせて原発ゼロにすると、町民の多くの人方はそうやって考えているんですから。私も核のゴミの文献調査反対の署名をしました。その前提は、核を持ち込んでもらったら困ると。被害になったら困ると。危険なもんなんだということで皆さん署名運動に立ち上がっているわけです。1番大事な点は実はそこだと思うんです。ですから発生源で公害は抑えるというのが公害問題の原則なんですけど。原発問題、核問題においては、なおさらのこと発生源できっちり止めないと将来にわたって禍根を残すというふうに思いますので、簡単でいいで

すから原発ゼロに賛成なのか、いや俺はそういうわけにはいかない推進なのか、そこをもう一遍答えてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

まず総務厚生常任委員会の議事録については、よく読んでいただければご理解いただけるものというふうに思います。まず申し上げたいのは、原発が必要か、どうか、この議論と、核のゴミの問題、これ別問題というふうに捉えております。現実的な判断をする必要があると。原発をしていると廃棄物、核のゴミも排出し続けます。これはおっしゃるとおり。ところが原発をやめても核のゴミはゼロにはなりません。というのは現実に原発があります。これを止めても原発廃棄の段階で、当然核のゴミというのは発生してまいります。したがって、これは国が進めてきた国策ということですから、国の責任において処理をする必要があるということをお願いするというふうに思います。

いろいろ菅原議員からは、原発の必要でないという根拠について発言がございました。残念ながら、私は、必要性等についてさまざまな角度から検討しなければならないというふうに思っておりますが、そうした科学的な根拠を示せるような知識は持ち合わせておりません。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時50分

○議長（真柄克紀君） 再開いたします。

○町長（高橋貞光君） まずその根拠はと聞かれると、私は根拠を示せるような知識は持っておりませんということをあらかじめお断りをさせていただきます。その上で、反対かどうか、好きか嫌いかということにつきましては、嫌いということで申し上げておきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長、嫌いとは反対は違うよ全然話。嫌いだけど賛成というのものもあるし、好きだけど反対というのものもあるから。

○町長（高橋貞光君） 反対するだとかという根拠は持ってないです。それだけの知識が…
(不規則発言あり)

○町長（高橋貞光君） だから判断できません。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時37分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

大湯議員。

○議員（大湯圓郷君） 第6回議会運営委員会での協議いたしました結果について報告いたします。

菅原議員の一般質問での中断しておりました議事運営については、町長への再答弁を求めると決定いたしました。また町長には、質問内容に対して意味の合致する答弁をされるよう提言申し上げます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） それでは再答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは答弁を許していただきましたので、正直に申し上げます。

この問題につきましては、国の政策である原発ということでございまして、町長の私がこれに対し十分な知識を持っていない中で、公の意見として軽々に発言するべきでないと思っているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。

ただいまの町長の答弁が最終答弁だというふうに確認させていただいてよろしいですか。そうすると町長は、その場その場でいろいろなトーンの発言を折に触れて展開する人物だというふうに表現をさせていただきます。総務厚生常任委員会で発言のニュアンス、産業教育常任委員会終了後の発言内容、特に昨年開催されました全国風サミットにおける宣言の方向、これらとそれぞれ違いがありまして、一貫性のない極めて曖昧な政策の上に乗っかっているなと思っております。私といたしましては、核のゴミを止めるためには、まず原発の稼働を止めること。その上で原発ゼロを推進し、再生可能なクリーンエネルギーへと進むことが大事だと思います。そういう方向に向かって町長大いに研究され、知識を習得され、ぜひ町民の安心安全な行政に進まれますように特段の提言を申し上げまして再々質問といたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

菅原議員のご意見として、しっかり拝聴させていただきました。私もこれまでの発言につきまして、何も一貫性を欠く発言とは思っておりません。私は、私の中でしっかりとこれからも進めて、この問題について取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて4問目、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして4番目の質問をいたします。

温泉ホテルきたひやまのヒ素について伺います。

①温泉ホテルきたひやまは、水質汚濁防止法の規定によるヒ素及びその化合物の自主測定を長期間実施しませんでした。昨年6月の測定で基準値の3倍を超えるヒ素が検出されましたが、11月以降今年6月まで常に3倍を超える検出数値が確認されています。これまで実施してこなかった責任の所在を明らかにしてください。

②今後の対応策について、町長の考えを伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えをいたします。

水質汚濁防止法は昭和49年12月1日に施行され、旅館業における厨房や洗濯施設及び入浴施設が特定施設に追加されまして、排水規制の適用を受けることとなりました。これによりまして、1年に1回以上の生活環境8項目の自主測定と結果の記録及び保存が義務化されました。その後、平成13年7月から旅館施設に対して、ほう素・ふっ素の排水規制が実施されていますが、温泉を利用する旅館業に対しては、技術的に困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準の設定がされ、3年毎の見直しにより平成22年まで経過しておりました。平成23年4月改正の水質汚濁防止法により、ほう素、ふっ素及びヒ素を含めた有害物質9項目が3年に1回以上の自主測定に追加されました。

ご質問の1つ目のこれまで自主測定を実施してこなかった責任の所在についてですが、ホテルの指定管理者であります(株)北檜山観光振興公社から施設維持管理の外注を受けています三洋技研工業株式会社、現在は日本管財株式会社が測定を行っておりますが、開設当初は生活環境8項目を年1回実施し、平成13年の改正後からほう素、ふっ素を暫定排出基準ではありましたが、生活環境項目に追加し10項目を年1回実施しておりました。平成23年の改正後につきましては、昨年まで実施しておらず、平成27年10月と平成30年1月に実施された檜山振興局保健環境部環境生活課の立入調査時に口頭で指導を受けておりましたが、法律的な知識も少なく、また検査機関からの法的なアドバイスも無かったことから、そのまま放置されていたところであります。

その後、昨年になりますが、檜山振興局担当課から今年の実行するよう指導され、3年に1回の自主測定を実施し、ヒ素の基準値を超える結果となった次第であります。この間、三洋技研、現日本管財から公社に対しての報告は無く、また町に対しての報告も無い状態でしたので、昨年の自主測定後の結果により把握した状況でございます。

しかし町が設置した施設でありますので、町にも責任があると考えております。

次に今後の対応策ですが、1年間実施してまいりましたヒ素の調査測定が今月終了いたしますので、8月25日の総務厚生常任委員会でもご報告したように、新たな井戸による希釈方法か設備による除去方法など、関係機関のアドバイスを受けながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

町長の答弁では、町の施設なので責任を免れないと、責任もあるという趣旨のお答えでありました。私はそれだけじゃないと思います。指定管理によってこの施設の運営を請け負っているのは、指定管理者になってるのは三セクですよ。三セクということは、せたま町も出資しておりますから、歴代の副町長が取締役就任してらんです。これを調べますと、水質汚濁防止法の基準改正後、これ平成23年ですから、最小限、平成26年からこれは実施しなくちゃいけない義務が発生するんです。その際、受注検査ですよってということだから報告までの義務付けはないとはいうものの、法律に定められている9項目の自主検査をやらなかったということの責任は残るんです。

何か他人ごとのように温泉ホテルきたひやまどうこう、それを請け負っている業者がどうこうって言ってますけども、三セク自体は町が過半数の出資をしておいて、取締役これ町の副町長なんで

すよ。責任逃れられますか。それから監査役ですか、これも代々の出納室長になっているということから考えたら、町の責任免れないでしょう。知識が無かった、知らなかったと言いますが、だからやってなかったと言いますが、これ指摘受けてるのにやらなかったんです。明らかに怠慢なんです。結果調べてみたら、0.1ミリグラムパーリッター、その3倍の数値がコンスタントに出ているということですから、これはやっぱり行政責任大きいと思います。そのことは指摘するに留めておきます。今後ずっとやるでしょうからね。

それで町長、今後の対応策についてもう1点だけ聞いておきたいんですが、先般総務厚生常任委員会に出席したときに、私もこの問題、大変な問題だなというふうに思いましたが、その解決策として、大きく分けて新たな井戸を掘って希釈するという方法があるってということなんですね、780リットルですか。1日当たりですね。それを希釈すればクリアできると。ところがそれには、概算で9,000万ほどかかって、ボーリングした結果、水量確保できるかどうかはわからん。私はやっぱり希釈水で対応することが中心問題にならなきゃいかんと思います。これは金の問題とは引き換えにできないと思います。もう一つ行政側の資料で言っとったのは、これは旅館業法で規定されてるから排水が水質汚濁防止法の対象になるんだと。だから宿泊業でなくなったら法の責任逃れられるんですよという提起があるんです。結局、温泉部門を町の直営でやって、宿泊部門の本体のほうと切り離すんだということなんですけども、システム上そのようにしても実態は何も変わらないんです。今の温泉水から0.1ミリグラムパーリッターの放水が川にされている。その実態は変わらないんです。法律を守るために、そういうアイデアを出したんでしょうけれども、私はそういう発想を非常に危惧します。ただ、なかなか考えるもんだと、私どものような凡人には思いつかないような解決策だなど。これは感心しております。オーソドックスにきちんと解決することが、今後の町民の安心安全、新聞見て大変心配の声も起きているのも事実なんです。そのこのところ原点にきちんと焦点を据えて、安心ですよと言える結果になるように町長の特段の取り組みを求めたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

今回の件につきましては、これは先ほど申し上げましたように、町にも責任はあるということでお答えをさせていただきました。それからそのヒ素の水質汚濁防止法の基準をクリアするためには、さまざま方法があるわけがございますので、いろいろな方法を検討しながら1番いい方法を取って、何とかこの状況を改善したいというふうに思っておりますので、しっかり検討させていただきます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） それではこれで菅原議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終了します。

◎日程第6 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会中間報告

○議長（真柄克紀君） 日程第6、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会中間報告を行います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次補正事業実施計画の調査について、

委員会の中間報告を求めます。

菅原副委員長。

○副委員長（菅原義幸君） 報告に入る前に文字の追加をお願いします。せたな町議会新型コロナウイルスということで、せたな町議会の6文字をつけ加えておいてくれませんか。特別委員会の名称です。特別委員会の名称の冒頭、せたな町議会という6文字をつけ加えていただきたいと思います。それでは、せたな町議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会中間報告を行います。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次補正を受け、せたな町として町民のためにどのような支援事業ができるのか、令和2年7月20日、8月17日、9月9日の3回にわたり調査を行いました。第2次補正分の事業のほかに感染症拡大予防、ウィズコロナ、アフターコロナという新生活スタイルが求められている今、国の予算の枠を超え町の一般財源も投入しながらの支援策についても提言し、地方創生臨時交付金第2次補正分の事業実施について調査を終了いたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（真柄克紀君） お諮りします。

委員会中間報告につきましては質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次補正事業実施計画の調査については報告済みといたします。

以上をもちまして、せたな町議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第1号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1でございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5,366万6,000円を追加し、補正後の予算総額を99億5,958万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、デマンドバス運行事業費補助金、介護サービス事業所施設等従事者慰労金、戸籍総合システム改修業務、7月8日発生の大雨による災害復旧費のほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の変更2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 最初に議案その1、4ページ、第2表地方債補正からご説明いたします。地方債の変更2件でございます。臨時財政対策債については、発行可能額の確定に伴う限度額の変更でございます。また高規格救急自動車整備事業については、事業費の精査による限度額の変更でございます。なおいずれも起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、主な歳入、歳出のみ簡略に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

はじめに歳出からご説明いたします。補足資料の2ページでございます。議案その1では9ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、10節需用費60万円の追加につきましては、8月30日に発生した強風により旧左股小学校体育館の外壁が剥離したため、修繕をお願いするものでございます。6目基金管理費、24節積立金10万円の追加につきましては、町内の1人の方から一般寄附がありましたので寄附者の意向に沿ってスポーツと文化振興基金に積み立てをするものでございます。7目企画費100万円の追加は、地域おこし協力隊員が町内で起業に要する経費に対して、地域おこし協力隊起業支援補助金を交付するものでございます。13目諸費では883万4,000円の追加をお願いするものでございます。デマンドバス運行事業費補助金623万4,000円の追加は、10月1日から本格運行される檜山海岸線のデマンドバスに伴うものでございます。次に移住定住促進住宅奨励金260万円の追加は、新築2件、中古住宅2件の追加をお願いするものでございます。18目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業費では290万7,000円の追加をお願いするものでございます。新型コロナウイルスの感染症防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた介護サービス事業所、施設等に勤務する職員に対して慰労金を支給するものでございます。対象者は令和2年1月28日から6月30日の期間で、介護サービス事業所施設等で通算して10日以上勤務し、利用者と接する職員に1人5万円を給付支給するもので58名分を見込んでおります。次に3項1目共に戸籍住民基本台帳費836万7,000円の追加は、デジタル手続法制定に伴い国外転出者のマイナンバーカード等の利用に係るシステムの改修のため、戸籍総合システム改修業務638万7,000円、住基システム改修業務198万円をそれぞれ追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費461万2,000円の追加をお願いするものでございます。27節繰出金では、職員給与費等の精査による国民健康保険事業特別会計繰出金2万8,000円、低所得者介護保険料軽減負担金等の精査による介護保険事業特別会計繰出金449万8,000円の追加でございます。3目老人福祉費242万1,000円の追加は、小規模多機能居宅介護事業所あさがおに対し、道補助金で交付された平成29年度繰越分及び30年度介護サービス提供基盤等整備費交付金の消費税等仕入控除分が、過大交付のため返還するものでございます。5目障害者福祉費748万5,000円の追加は、障害者自立支援給付費国庫道費負担金などで前年度分精算返還金でございます。

3ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費90万円の追加は、合併浄化槽の設置が3件見込まれることから、合併処理浄化槽設置補助金の追加をお願いするものでご

ざいます。6目公営温泉浴場管理費186万円の追加をお願いするものでございます。10節需用費153万1,000円の追加は、せたな町公営温泉浴場やすらぎ館3号機のヒートポンプが故障しているため、冷暖房及び給湯用ヒートポンプの機能低下により、湯温が上がらず支障を来していることから、ヒートポンプの修繕をするものでございます。17節備品購入費32万9,000円の追加は、せたな町公営温泉浴場やすらぎ館に自動体外式除細動器AEDの設置をするものでございます。8目医療等対策審議会費35万5,000円の追加は、医療等対策審議会の開催増に伴い委員の報酬、費用弁償の追加をお願いするものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費114万円の追加をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊活動費補助金132万円の追加は、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対して補助を交付するものでございます。同じく5目農地費91万円の追加は、農業水路等長寿命化防災減災事業負担金として、団体営事業ガイドラインに基づき狩場利別土地改良区に対して事業費の一部を補助するものでございます。

7款1項共に商工費、2目観光振興費198万2,000円の追加をお願いするものでございます。12節委託料156万2,000円の追加は、映画上映会、講演会業務として延期していた映画そののレストラン上映会及び森崎博之講演会の開催をするものでございます。

10款、教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費55万円の追加は、北檜山小学校の職員室天井内の換気設備2台のうち、1台の内部モーターが故障しているため修繕するものでございます。

4ページでございます。14款災害復旧費については、7月8日に発生した大雨による被害の復旧経費についてお願いをするものでございます。1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費115万2,000円の追加では、西兜野排水機場に至る転倒ゲートが作動不良のため、転倒ゲート改良修繕として60万5,000円、農地農業用施設災害復旧事業補助金54万7,000円は、ポン目名地区用水路、濁川地区用水路及び管理道路の復旧でございまして、狩場利別土地改良区に補助するものでございます。2項、公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費では551万8,000円の追加で、町道の側溝閉塞、路肩決壊やのり面崩壊など北檜山区13路線、大成区6路線、瀬棚区2路線の復旧に要する修繕料及び原材料でございます。2目河川災害復旧費では150万円の追加で、河川の河岸決壊、閉塞越水による北檜山区4河川の復旧に急に要する修繕料でございます。

これらに係る主な歳入でございます。戻りまして補足資料の1ページでございます。議案その1では6ページからとなります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、介護保険事業特別会計の充当財源である低所得者介護保険料軽減負担金392万1,000円の追加でございます。同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、戸籍総合システム及び住基システム改修業務の充当財源として、社会保障税番号制度システム整備費補助金836万7,000円の追加でございます。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金では、介護サービス事業所施設等従事者慰労金の充当財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金290万7,000円の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目生活交通確保対策基金繰入金では、デマンドバス運行事業

費補助金に充当するため623万4,000円を追加するものでございます。

19款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金2,285万円の追加でございます。

21款1項共に町債、1目総務債では、発行可能額確定に伴う財源対策債350万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 1点お伺いしたいと思いますが、こちらの3ページの7款商工費の観光振興費の委託料で、映画上映会・講演会業務と、これは観光振興費ということで見てます。今ウィズコロナと言いますか、こういう状況の中でかなりいろいろなイベント関係、催しが開かれていない中で、いつから延期していたのかということの確認です。そしてこれが観光振興でやるねらい、ちょっと違うのかと私は思います。この時期にです。時期というのは秋以降に、要するに振興としてやるとなればどうなのかなということ。対象者が町民なのか。その辺ちょっとよくわからない。私はまちづくりの中でやるんだっただらば、町民を対象にしてやるんだっただらばまだわかりますけども、観光振興で見たその意義っていうのは何なのかということです。この契約委託するのはおそらくクリエイティブオフィスキューだと私は思うんですけども、この関係っていうのは、そのレストランの映画を通じた中での業務的みたいになってますけども、これというのは今後どういうふうに町との提携が続いていくのか、その契約について条件的なものがこれからもあるのかどうか。この評価です。これ決算の中でも委員会の中でもいろいろあると思いますけども、この評価的なことについてもきちんと議論する必要あるんじゃないかと思っております。その辺お尋ねしたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（阪井世紀君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。まず映画の上映会、それから講演会の業務につきましては3月に予定をしておりました。ですが新型コロナウイルスの感染拡大により、前年度の予算でしたので、その時点で延期とさせていただいて、令和2年度でコロナが落ちついたら開催させていただきたいということで準備をしておりました。今回の開催につきましては、町民だけを対象にしたいということで、今後コロナの状況にもよりますが、人数のほうはこれからいろいろ検討していきたいと。現在のところは300人の規模で考えていたところ150人、半分と今考えておりますが、これからコロナの状況が、また増えたりとかってということになりますと人数も考えていかなければならないなというふうには考えております。なぜ観光振興費だったかということにつきましては、前回の予算も観光振興費の中で組んでたということで、そのまま観光振興費の中で補正をさせていただきたいということでございます。

それからクリエイティブオフィスキューとの関係についてでございますが、2年前の平成30年の4月にせたな町とそれからクリエイティブオフィスキューと包括連携協定を組ませていただいております。この包括連携協定につきましては、2年間の契約でございますが、その後、お互いに連携をやめますよと言わない限りは自動継続というような形になっております。2年間オフィスキ

ューと連携協定をやった中で、いろいろな3大イベントですとか、それから教育委員会の文化講演会ですとかっていうところにタレントの派遣等に、お願いしております、いろいろなイベント等ではお客さんもかなりそういうタレントさんを目当てに来ていただいているということで、連携協定については一定の成果は得られているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 本当にまだまだコロナが終息していない中で、今聞きますと定員が大体半分の150人程度、町民を対象ということで、これをこういう時期に150人程度でと、150万円の町費をかけてやると。大きな成果については私は疑問に思います。この時期でなくたって落ち着いた時に、終息の状態になって1人でも多くの町民の皆さん方に鑑賞する機会というならまだわかりますよ。限定となった時に、このやり方についていかなものかということの町民の意見も出ると思います。ですから、何か今の委託先であるオフィスキューとの、必ず年間1回やらなきゃならないとかっていうふうになっているのか、そういう縛り的なものがあるのか。私は2年間ずつの契約ということでこれはこれで結構だと思います。しかし常に1業者だけの特定ということになると、これはやっぱりマンネリです。いろいろな面であります。これは常に見直し、それにばかりすぎるんじゃないかと私は思います。いろいろなそういうありますから、その辺はきちんと常に求められているニーズに目先を変える、いろいろな選択があると思います。その辺十分考えながら観光に役立つような催しの対応をしていかなければならないと思うわけでございます。それでその辺、必ずやらなきゃならないのか半分で、私はもう少し考える必要あると思うんですけども。時期的にいくといつですか。その辺も含めて。

○議長（真柄克紀君） 阪井補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（阪井世紀君） ただいまの質問でございますが、時期的には12月の第2週か第3週あたりということで考えております。開催に当たってどうなんだということは、私どもも考えておまして、これから対応としては町内でコロナの発生とか、そういったものがあればそこはできないのではないかと考えておりますし、室内での事業になりますので、感染拡大の防止っていう部分では150人で今のところは考えております。またイベント等についても、国のほうでは緩和の流れになっておりますので、そういった状況も踏まえながらできるのか、できないのかっていう部分も含めて検討をして、開催できるようであれば開催の方向で進めていきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） スケジュール的にもタレントの事もいろいろあるかと思えます。そういう意味では予定どおり行くんだろうと思いますけども、やはり最終的に町民の皆さん方に参加して、理解していただいてということで映画と話を聞いてもらおうと。1人でも多くないと成果、効果というものは上がらないと思います。だからその辺これからやはり計画するにしても、状況、情勢きちんと判断しながら企画、計画していくべきだということで私はご意見を申し上げて終わります。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 開催につきましては、先ほど阪井も申しましたが、国のほ

うでも今イベントに関してはいろいろと人数の緩和ですとか、あと内容によっては、会場内で声が出るイベントと、バスの必要のないイベント、今回ですと映画とか講演会とかについては基準が緩和されていったりとか、スポーツイベントにおいても、今度、満席ではないですけども半分までとかっていうふうになってますので、道内、近隣、そういうコロナの感染状況見ながらやっていきたいというふうに思ってます。あと先ほど、効果等と言われましたけども、オフィスキューとはイベントでのタレント派遣ばかりが今回の包括連携協定ではありませんで、地域振興、せたな町のイベントに限らず産品等々に対してもいろいろとご意見、アドバイスをいただくような連携協定になってまして、たまたま今年度そういうのをやっていこうとしてたんですけども、こういう状況で、できなくなりまして進んでませんけども、収まり次第いろいろなそういう産品などにも、いろいろな支援、アドバイスをいただきながら振興していきたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 私は、令和2年度せたな町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

ただいま道高議員からも質問が出てました。商工費、観光振興費として委託料、そののレストランの映画上映会、一般財源を用いて計画してるということですが、今この時期ではない。コロナ感染症で苦しんでいる。商工費になってますけど飲食店関係もいる、産業従事者もいる、そういう方々にきちんと少しかでも助成するべきお金をこのような形で使うべきではないということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 次に賛成討論を許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 私は、この補正予算に対しまして賛成の立場で討論いたします。

ただいま提案されました映画上映会に対しては、コロナの終息を見込んだ、そしてまた観光資源の開発といった点で現時点での実行に対して、まだ期日等を決定してございませんけども、やはりこれは必要な事業という中で、先ほど課長の答弁からも内容を見極めた中で推進していきたいというふうなことがございました。そういった点から今回補正予算の中で取り組むことは、私は町のためになるという点から、そしてまた、ほかのコロナ対策についても、第2次補正につきまして手厚く町民の方には還元されてるという点から考えても、この件について必要なことと思ひまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで討論を終わります。

これより議案第1号について起立により採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第8、議案第2号令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に8万9,000円を追加し、補正後の予算総額を13億1,870万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人件費の精査、オンライン資格確認対応業務などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長(濱口喜秋君) それでは議案その1の21をページお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で8万9,000円の追加は3節職員手当等、4節共済費では人件費の精査によるもの。12節委託料、18節負担金補助及び交付金では、オンライン資格確認等システムに対応するための経費について節を組み替えるものです。

これに伴う歳入でございますが20ページをご覧ください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2万8,000円の追加。

8款国庫支出金、1項1目共に国庫補助金では6万1,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第3号

○議長(真柄克紀君) 日程第9、議案第3号令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,161万円とするものでございます。

その内容でございますが26ページでございます。歳出では4款1項共に諸支出金、1目保険料還付金では、令和元年度分新型コロナウイルスの影響による保険料の減免に要する還付金10万円の追加をお願いするものでございます。

これに対します歳入は、保険料還付金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については提案理由の説明で、ご理解できると思っておりますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案第4号令和2年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に666万1,000円を追加し、補正後の予算総額を9億9,698万4,000円とす

るものでございます。

その主な内容でございますが、保険給付費の高額医療合算介護サービス費負担金の精査、基金積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案34ページの歳出からご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費は、補正はなく財源振替であります。また5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額46万1,000円の追加につきましては、高額医療合算介護サービス費負担金の不足によるものです。

35ページになります。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業、任意事業費、1目包括的支援事業費は補正はなく財源振替であります。また3目任意事業費（交付金対象分）補正額10万9,000円の追加につきましては、ケアプラン作成点検スキルアップ推進業務の精査が主なものです。

次に4款1項1目共に基金積立金、補正額560万4,000円の追加につきましては、前年度分介護給付費支払基金道費の追加交付分であります。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額47万9,000円の追加につきましては、前年度分地域支援事業交付金支払基金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが、31ページをご覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料で677万1,000円の減額は、低所得者介護保険料軽減分の負担金充当による減額及び地域支援事業財源振り替えに伴う増額が主なものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金9万2,000円の追加、2項国庫補助金、1目調整交付金で4万6,000円の追加は、高額医療合算介護サービス費に伴う増額。同じく2目地域支援事業交付金167万8,000円の追加は財源振替に伴う増額。

4款1項共に支払基金交付金、1目介護給付費交付金で404万6,000円の追加は、前年度介護給付費の額の確定に伴う追加交付であります。

32ページになります。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で173万9,000円の追加は、前年度介護給付費の額の確定に伴う追加交付、2項道補助金、1目地域支援事業交付金で83万9,000円の追加は財源振替に伴う追加、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、高額医療合算介護サービス費の増額により5万9,000円の追加、2目地域支援事業繰入金341万5,000円の減額は、地域支援事業財源振替に伴う減額が主なものです。4目低所得者保険料軽減繰入金では、低所得者保険料軽減負担金充当分による784万2,000円の追加、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で1万5,000円の追加は、高額医療合算介護サービス費増額に伴う追加。

8款1項1目共に繰越金では、前年度分地域支援事業交付金返還金への充当分として、前年度繰越金47万9,000円をもちまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第5号令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に723万8,000円を追加し、補正後の予算総額を3億5,036万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが40ページでございます。歳出では2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費におきまして、瀬棚海上保安署移転に伴い既設配水管を延長するため、瀬棚簡易水道配水管布設工事について補正をお願いするものでございます。

これに対します歳入は、全額、瀬棚簡易水道配水管布設補償費をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけたと思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(真柄克紀君) 日程第12、議案第6号令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に513万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4,794万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、洋上風車2号機ブレード修繕工事の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小板橋司君) それでは議案の44ページをお願いします。下段の歳出です。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で補正額513万7,000円の増でございます。内容としましては、10節需用費、消耗品費は1号機と2号機の風車の制御盤の通信パーツに不具合を起こしまして、これを取り替えるものでございます。次に11節役務費、手数料は、12節委託料で業務委託費として計上していたものですが、審査機関への手数料であることから同額を振り替えるものでございます。14節工事請負費は、洋上風車2号機ブレード修繕工事で想定外の台風等による悪天候により、作業はもちろん風車まで行くことすらできない天候が続きまして、設計していたゴンドラの経費が大幅に超えることであつたことから、設計変更により対応するため工事費の増額をお願いするものでございます。

これに対する上段の歳入ですが、4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金の補正額513万7,000円の追加は、風力発電事業基金繰入金で洋上風車2号機ブレード修繕工事等へ充当するものです。歳入歳出それぞれ513万7,000円を追加しまして、補正後の予算額を4,794万円とし、収支の均衡を図つたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○8番(横山一康君) 今の洋上風車の2号機の工事の進捗状況についてお聞きしたいことと、再稼働はいつになるのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。工事は7月の末ごろから始まりまして、当初2週間予定でございましたが、たび重なる天候不良等、風、波の影響により風車に行くことができない状況が続きまして、大体9割方終わってるんですけども、あと2日ぐらいあれば工事も終了できるという状況ではございます。稼働につきましては、終了後に暖機運転いたしまして、その後、状況見て稼働させたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第7号令和2年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取り組みに対する経費、医療従事者に対する慰労金支給の追加についてお願いをするものでございます。

内容につきましては病院事務局長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは病院事業会計の内容をご説明させていただきます。

49ページのせたな町立国保病院分の収益的収入及び支出でございますが、はじめに50ページの支出からご説明をさせていただきます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、3目経費では415万4,000円の追加でございます。5節の消耗備品費の医療外消耗備品費230万8,000円の追加につきましては、発熱外来の設置に要した経費及び発熱外来を設置したことにより、移設することとなった眼科、婦人科、訪問看護ステーションの移設に要した経費でございます。次

に10節修繕費の医療機器修理ほか129万3,000円の追加につきましては、婦人科の移設に伴いまして、旧歯科治療室の内部修繕を行っておりますので、これに要した経費でございます。続きまして、3項特別損失、2目その他特別損失2,060万円の追加につきましては、国の2次補正による新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金でございます。この慰労金の対象は、都道府県から役割を設定されました医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者、職員及び委託を受けて業務している医療従事者、清掃、警備、給食などこれらに従事する職員となっており、町立病院の対象者は103名おります。1人当たり20万円の支給となっております。

続きまして49ページの収入でございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、3目その他医業収益、4節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業交付金415万4,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防止するための取り組みを行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションなどに対して感染拡大防止対策や、診療体制確保などに要する経費に対する補助でございます。続きまして3項特別利益、2目その他特別利益2,060万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業交付金でございます。国保病院分の収益的収入及び支出につきましては以上のおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、せたな町立国保病院瀬棚診療所分の収益的収入及び支出についてご説明いたします。52ページの支出でございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、3項特別損失、2目その他特別損失85万円の追加は、町立病院同様、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金でございます。対象は14名となっております。14名のうち1人20万円が1人と、5万円の対象が13人という内訳になってございます。

続きまして51ページの収入でございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、3項特別利益、2目その他特別利益85万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業交付金でございます。

以上をもちまして、瀬棚診療所分の収益的収入及び支出の収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、大成診療所分の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

54ページ支出からご説明いたします。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、3項特別損失、2目その他特別損失65万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金でございます。対象は13名、お1人5万円となっております。

続きまして53ページの収入でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、3項特別利益、2目その他特別利益65万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業交付金でございます。大成診療所の収益的収支につきましても、以上のおり収支の均衡を図ったものでございます。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 内容については良かったなあというのが実感です。道の方の規約とかいろ

いろそういう状況の中で、決まっていち早く対応したのはすごく評価の対象になると思います。ただ事務局長、国保病院と診療所ありますよね。この慰労金、介護事業所なりもそうなんですが、町立の病院の事務のトップとして、こういうせつかくいい話あるいは関連して、関係ないかもしれませんが、例えば、大成の診療所の金曜日午後からの休診、逆に新聞報道を見て知ったと。慰労金もテレビなんかで見てどうなんだろう。せつかくこういう良い話なんで、今後そういうことがきちんとこういうふうを考えてますと、こういうふうなことで動いてますから頑張ってくださいっていう声かけも含めて、できる方だと思いますのでそういう方向で今後考えていただけませんか。

○議長（真柄克紀君） 事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） 1点だけちょっと確認させていただきたいんですけども、医療従事者向けじゃなくて、町民向けということでよろしいですか。

○9番（石原広務君） 働いてる方に。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） 事前にそういう情報が入って、それを確実に取り進めていけるような段階になりましたら逐一その情報につきましては、流していきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 関連して先ほど言った例えば方向性としては、マイナスの部分かもしれませんが、逆に周りから聞いたり、報道見て知ったとかでなくて、そういうこともきちんと大変な職場なんです。事前に伝わるような形で、ぜひこれからもやっていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） そのように対応させていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第8号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2でございます。議案第8号せたな町放課後児童健全育成事

業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格の認定に係る研修の実施者の見直しが必要となることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第8号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。議案書は2ページからとなります。本条例は、放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育事業の設備及び運営について、国の基準にならい定めたものでございます。このたびの条例改正は、国の基準改正により、放課後児童支援員認定資格研修の実施者は、都道府県知事または指定都市の長のほか、研修受講機会の拡大を図るため中核市の長も研修の実施者として追加されたことから、本条例を改正するものでございます。

それでは議案書3ページ新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左が改正後となります。第10条第3項中、改正後では、指定都市の次に下線部、若しくは同法第252条の22第1項の中核市を加えるものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第9号せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第9号せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。せたな町病院事業において病床数及び診療科目を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは議案その2の7ページでございます。新旧対照表で説明を申し上げます。改正前のせたな町病院事業の設置等に関する条例第3条第2項第1項中、一般病床58床、療養病床39床を一般病床60床に改め、キ、眼科を削り、ク、リハビリテーション科を、キ、リハビリテーション科に改め、第3項中のエ、リハビリテーション科を、エ、眼科に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたので、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 9ページでございます。議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合を組織する地方公共団体が数の増減など、一部事務組合規約を変更しようとする時は、関係する地方公共団体の協議によりこれを定めることとなっており、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣の許可、その他については都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。今回、規約の一部変更につきましては、札幌広域圏組合、令和元年7月31日解散、山越郡衛生処理組合、令和2年3月31日解散、奈井江、浦臼町学校給食組合、令和2年9月30日解散とそれぞれの団体の解散により、北海道市町村総合事務組合からの脱退を受け規約の一部を変更する必要が生じたことから組合組織団体であるせたな町の協議が必要であり、今回規約の一部の変更について提案するものでございます。

11ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。内容につきましては、団体の解散により事務組合から脱退した組織数の減による一部改正でございます。表の右側改正前でございます。別表第1、組合を組織する地方公共団体でございます。石狩振興局管内12団体が、改正後では、札幌広域圏組合が脱退したことにより規約から削除され11団体に改正されます。同じく渡島総合振興局管内16団体が、改正後では、山越郡衛生処理組合が脱退したことにより規約から削除され15団体に改定されます。次に空知総合振興局管内32団体が、改正後では、奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退したことにより規約から削除され31団体に改正されます。次に別表第2、第9項中、共同処理する団体から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の3組合が脱退したことにより、改正後では規約から削除されます。なお附則としてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

ただいまから4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時11分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第17 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたので、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 13ページでございます。議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。規約の改正内容につきましては、議案第10号と同じでございます。

15ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。内容につきましては、団体の解散により事務組合から脱退した組織に係る組織数の減による一部改正でございます。表の右側、改正前でございます。別表（2）一部事務組合及び広域連合でございます。区分、渡島管内、山越郡衛生処理組合、区分、空知管内、奈井江、浦臼町学校給食組合の2組合が脱退したことにより、改正後では規約から削除されます。なお附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第12号

○議長(真柄克紀君) 日程第18、議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたので、本規約の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) 17ページでございます。議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明いたします。規約の改正内容につきましては、議案第10号、第11号と同じ趣旨でございます。

19ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。団体の解散により事務組合から脱退した組織に係る組織数の減による一部改正でございます。表の右側改正前でございます。別表第1中、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合の3組合が脱退したことにより、改正後では規約から削除されます。なお附則としてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 同意第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、同意第1号せたな町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 21ページの同意第1号せたな町教育委員会委員の任命についてでございます。せたな町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

住所は、久遠郡せたな町北檜山区北檜山112番地1、氏名、大串富美子、生年月日は、昭和46年5月6日でございます。

次の22ページに経歴を記載してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから、同意第1号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（真柄克紀君） ただいまの出席議員は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大湯圓郷議員、横山一康議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（真柄克紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（真柄克紀君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といた

します。

それではただ今から投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

1番席、吉田実議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(真柄克紀君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

これより開票を行います。

大湯議員、横山議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(真柄克紀君) それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成11票、以上のとおり賛成多数でございます。したがって同意第1号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第20 同意第2号ないし日程第23 同意第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第20、同意第2号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第22、同意第4号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで一括議題といたします。

本3件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでは同意第2号から同意第4号まで一括して説明をさせていただきます。

まず23ページ、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について、せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区東丹羽725番地、氏名、井口勝則、生年月日は、昭和29年2月25日でございます。次のページに経歴を記載してございます。

続きまして25ページ、同意第3号、住所は、久遠郡せたな町瀬棚区本町117番地、氏名、稲船国晃、生年月日は、昭和53年3月15日です。26ページに経歴を記載してございます。

続きまして27ページ、同意第4号、住所は、久遠郡せたな町大成区長磯261番地2、氏名は、高田威、生年月日は、昭和36年9月23日でございます。経歴は次の28ページに記載してございます。

よろしくをお願いします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。

同意第2号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本件の選任については、同意することに決しました。

○議長(真柄克紀君) 次に同意第3号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本件の選任については、同意することに決しました。

○議長(真柄克紀君) 次に同意第4号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本件の選任については、同意することに決しました。

◎日程第23 報告第1号及び日程第24 報告第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、報告第1号令和元年度健全化判断比率の報告について及び日程第24、報告第2号令和元年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今一括上程になりました報告第1号令和元年度健全化判断比率の報告について、報告第2号令和元年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率でございます。

報告第2号は、同項第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては財政課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは議案の2ページをお開き願います。はじめに健全化判断比率についてご説明いたします。報告いたします健全化判断比率は、財政の健全度が、どの程度の水準にあるかを表すもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標でございます。表の左側、一般財源の標準規模を示す標準財政規模については55億5,347万7,000円でございます。表の下段が自治体の規模により設定される基準比率であります。財政の健全性として、早期健全化基準として実質赤字比率14.67%、連結実質赤字比率19.67%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%と基準値がございしますが、いずれの基準値を超えますと黄色信号となり、早期健全化団体として早期健全化計画を策定し改善に取り組まなければなりません。

次に財政再生基準につきましても、実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30%、実質公債費比率35%と基準値がございしますが、これもいずれかの基準値を超えますと赤信号と言われ、財政再生団体となり国の管轄下に置かれ、自治体運営にさまざまな制限を受けながら再生に取り組まなければなりません。

次に表の上段、せたな町の指標であります。実質赤字比率でございますが、一般会計、営農用水道等特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。せたな町の場合、実質収支は黒字であることから実質赤字比率は無しとなっております。次に連結赤字比率でございますが、一般会計、特別会計、病院事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、せたな町の場合、実質的な収支は黒字、資金不足は発生していないことから連結赤字比率につきましても無しとなっております。続いて実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に対しての割合を示す比率であります。これは過去3年間の平均値でございまして、令和元年度は8.8%で、前年度8.2%に比べ0.6%増加して

おります。この主な要因といたしましては、普通交付税の合併算定替縮減率による減額によるものでございます。次に将来負担比率につきましては、一般会計が将来に負担しなければならない負債が、標準財政規模に対しての割合を示す比率でありまして、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっております。令和元年度は、昨年度に引き続き比率は無しとなっております。この主な要因は、将来に負担すべき負債等より、起債の財源となる普通交付税や基金などの充当財源が上回っていることとあります。当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率も早期健全化基準をクリアしております。

3ページは、令和元年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございまして、総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

次に6ページでございます。令和元年度公営企業資金不足比率についてご説明いたします。この指標は、健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されるもので、個々の特別会計の健全度が、どの程度の水準であるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業会計に係る法適用の病院事業、法非適用の簡易水道事業から瀬棚港旅客施設事業までの6事業に係る剰余金でございますが、病院事業会計では8億5,891万6,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値を基に計算されたもので、流動資産と流動負債の差額となっておりますので、実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて、簡易水道事業特別会計で390万円、公共下水道事業特別会計で117万9,000円、漁業集落排水事業特別会計で4万1,000円、風力発電事業特別会計で209万4,000円、瀬棚港旅客施設事業特別会計43万4,000円の剰余金となりました。なお瀬棚港旅客施設事業特別会計は、令和元年度にて廃止となりますので剰余金の43万4,000円は、一般会計の雑入に決算剰余金として編入されます。

次に資金不足比率でございますが、前年度と同様に、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので資金不足比率は無しとなっております。

7ページから12ページまでは、経営健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 実質公債費比率8.8ということで3年間の平均でこのような数値になったと。前年よりも0.6%上がりましたということです。この要因として合併の交付税の縮減ということの影響と今説明ありました。結局、今後こういった上昇傾向でなくて、負担率が上がるでなくて、やっぱり公債費比率が下がるようなことになれば1番健全な町の台所事情の運営が図れるんじゃないかと思うんですけれども、3年間の平均ですから、これからの町の財政状況を見ますと大変厳しい、今、国勢調査も始まりますし、それから今年はどういったコロナの関係で、いろいろな町税関係、そういったものもいろいろな影響、国から来る交付金もありますから、その辺どうなの

かわかりません。どのような町として今後基本的な考え方でこういった財政状況と言いますか、公債費比率の上昇を抑えるようなことで考えておられるのか、見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 財政課長。

○財政課長（佐野英也君） ただいまの道高議員の質問にお答えします。実質公債費比率でございますけども、前年度よりもやっぱり上昇しております。原因としましては、分母となる標準財政規模、これが減ってきてると。やはり標準財政規模、今話されたように地方交付税の減少がやっぱり一番大きくて、この分母が小さくなると、分子もそれに合わせて小さくしていかなかったら比率は下がっていかないと。こういうようなことで公債費比率、これから物件費いろいろと財政的にいろんな部分で削減していかなければ、なかなかこういった数値は下がっていかないと考えております。

今、財政計画も順次、今年度中に作成できるように作業を進めておりますので、その辺もこれらの数値も見極めた中で行財政に取り組んでいかなければ、なかなか数値的には下がっていかないと考えているところです。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） これから新年度に向けた予算編成も始まります。やはりそういった長期的な、今言う財政計画もこれから今年度中ということでもありますけれども、そういったことを全職員挙げて、そういう先行きの全体的な経費の縮減と言いますか、再見直してみたいな、そういった、やっぱり職員が一目的と言いますか、意識しながら取り組んでいかないと全体的に、逆に経常経費が増えてくるということになりますと、ようするに借金も増える、いろいろな面でなりますので、その辺は今言ったような、引き締めながら予算編成についても編成方針についても特別な意を然しながらやるということによろしいでしょうか。町長どうでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この実質公債費比率につきましては、今財政課長が申し上げたとおりでございます。今後、行財政運営を進めるにあたって、やはり短期的にこれを改善しようとする、やはりいろいろな経済の振興策の腰を折るというような状況にも陥りかねませんので、その辺をしっかりと睨みながら、これは短期的というよりは、むしろ中長期的な計画を立てながらしっかりと経済対策や産業振興策を打っていきながら、この数字を改善していかなければならないというふうに思っておりますので、短期ではどうしても今の一本算定、あるいは今年度は国勢調査がございますので、ここ1、2年はどうしても増加傾向になるものというふうに思っておりますが、中長期的にしっかりと考えながら行財政運営を進めていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件はこれで報告済みといたします。

皆様にお諮りいたします。

本日の全日程が終了するまで、若干時間を延長したいと思います。これにご異議ございません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、時間を延長することに決定いたしました。

◎日程第25 認定第1号ないし認定第12号

○議長(真柄克紀君) 日程第25、認定第1号令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算から認定第12号令和元年度せたな町病院事業会計決算までの12件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第12号までの令和元年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして一般会計ほか10の特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額などの状況を説明申し上げます。この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく執行したと考えてございますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております12件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第12号まで12件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時44分

再開 午後5時00分

○議長(真柄克紀君) それでは休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に榊田道廣議員、副委員長に吉田実議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして本日の議事日程は終了したので会議を閉じます。

決算審査特別委員会が終了するまで休会とし、本日はこれにて散会します。

どうも長時間ご苦労さまでした。

散会 午後5時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年10月7日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉

令和2年第3回せたな町議会定例会 第2号

令和2年9月17日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 諸般の報告
〔認定第1号から認定第12号までを決算審査特別委員会委員長から報告〕
- 2 認定第1号 令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 3 認定第2号 令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第3号 令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第4号 令和元年度せたな町介護保健事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第5号 令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第6号 令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第7号 令和元年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第8号 令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第9号 令和元年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第10号 令和元年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 12 認定第11号 令和元年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算について
- 13 認定第12号 令和元年度せたな町病院事業会計決算について
- 14 議案第13号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第8号）
- 15 決議第1号 せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会設置に関する決議
- 16 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 17 意見書案第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 18 意見書案第3号 種苗法の改定に関する意見書
- 19 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君 |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会	教育長	成	田	円	裕	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正	則	君
総務課長	原		進	君
まちづくり推進課長	小坂橋		司	君
財政課長	佐野	英	也	君
税務課長	濱登	幸	恵	君
町民児童課長	濱口	喜	秋	君
認定こども園長	伊藤	悦	子	君
保健福祉課長	樋口		靖	君
農務課長	佐藤	英	美	君
水産林務課長	八木	忠	義	君
建設水道課長	平田	大	輔	君
会計管理者	高橋		純	君
国保病院事務局長	西村	晋	悟	君
総務課長補佐	小林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世	紀	君
財政課長補佐	河原	泰	平	君
税務課長補佐	奥村	大	樹	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	浜高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長内		京	君
農務課長補佐	吉田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金澤	喜	嗣	君
国保病院事務局次長	中川		譲	君
経営戦略室次長	手塚	清	人	君
総務課主幹	中山	康	春	君

まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
財政課主幹	井	村	裕	行	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	山	本		亨	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
児童福祉係長	林		亮	輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
業務係長	北	山	典	孝	君
水産係長	油	谷	好	彦	君
建築係長兼管財係長	高	橋	真	一	君
水道係長	大	野	秀	幸	君

《大成総合支所》

支所長	杉	村		彰	君
次長	佐々	木	正	人	君
大成診療所事務長	古	守	幸	治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	神	田		昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川		忍	君
次長	増	田	和	彦	君
福祉係長	稲	船	奈	穂子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽		優	君
次長	古	畑	英	規	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君
主幹	長	内	解	人	君
主幹	尾	野	真	也	君
学校給食係長	山	崎	秀	人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西	田	良	子	君
農地係長	小	池	秀	樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原 進 君
書記次長 小林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹 羽 小百合 君
次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 丹 羽 小百合 君
次 長 上 野 朋 広 君
事務局 総務係 原 田 翔 太 君

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） おはようございます。
ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 諸般の報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第13 認定第12号

- 議長（真柄克紀君） 日程第2、認定第1号令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第13、認定第12号令和元年度せたな町病院事業会計決算までを一括議題といたします。
本件について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
梶田道廣委員長。

- 2番（梶田道廣君） ただいま議題になっております決算審査特別委員会に付託されました令和元年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第1号から認定第12号までの審査結果をご報告いたします。

当特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く10名で構成し、9月14日に設置され委員長に私梶田道廣、副委員長に吉田実委員を選任いたしました。

9月15日に再開し、以降16日まで各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査したものであります。その結果、当特別委員会は認定第1号から認定第12号までの各会計すべて認定すべきものと決定いたしました。財政の健全化については、年々改善されている状況を確認いたしました。

今後においてもより一層の健全な財政運営をされるよう望むものであります。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされておりますので認定第1号から認定第12号までの各会計決算認定については、質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、せたな町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

- 議長（真柄克紀君） ただいま委員長から決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く10名構成であり、特別委員会で審査は十分に尽くされているので質疑を省略し討論、採決に入られるようとの進言がありました。

お諮りいたします。

委員長進言どおり取り進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、委員長進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

認定第1号令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算について討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 認定第1号令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算について反対いたします。現在せたな町は、急速な人口減、少子高齢化、基幹産業の不振、後継者難に直面しており、これらの課題と向き合う町民の声と希望に応える町政の執行が求められております。その立場から令和元年度の町政を見たときに容認できない5つの問題というのがあります。

その第1は、せたな雅荘の再開問題です。私の4回にわたる一般質問に町長は、事実とは異なる答弁を繰り返すばかりで、いまだに再開のめどさえ立っておりません。このまま再開できなければ1億5,000万円の補助金返還が回避できなくなります。加えて恵福会からの助成金要請内容を精査せずに3,980万円を支出し、監査委員の指摘を受けて444万円の返還措置を取らざるを得なくなるという前代未聞の失態を犯しました。町長は、その責任を部下に転嫁し、自らの減給処分さえ避けております。

第2は、町民の声を聞く耳を持たないことです。国民宿舎あわび山荘の存続を望む圧倒的な大成区民をはじめとする2,700人の要望書に背を向けて、強引に年度途中で国民宿舎条例を廃止しました。これは町長選挙で自ら掲げた選挙公約を踏みにじるものであり、区民の大きな反感を買いました。その結果、高橋後援会大成支部は解散し看板も撤去され、町長の信頼は大きく失墜しました。このほか町長は、修学旅行父母負担の軽減や新チャレンジ事業の延長のなどの声にも背中を向けています。

第3は、議案を提出せずに議会も通さないで、町長は自分が役員をしている会社1社だけに1億5,000万円の補助金を支出した、いわゆる専決処分なるものについてです。町長は、最終的に不適切な行為だったことを認めましたが、昨年度の私の一般質問に再度ごまかしの答弁を行いました。町民から自分の会社1社にしか出さないのはひど過ぎる。これでは町長による行政の私物化ではないか。不適切だったと認めるものであれば補助金は返還すべきだという声が出ております。

第4は、生産者がやる気を起こせば町は支援するという一般論を繰り返すばかりで、農業振興策や漁業振興策について自らの政策を示していないことでもあります。さらに昨年秋の低気圧で生じたサケ定置網の被害救済要請に対して、町長は漁業者の自己責任を強調するばかりで一切の救援をしませんでした。助け合いという地方自治の1番大事な政策を捨て去ったと言わざるをえません。

第5は、エネルギー政策に対する町長の態度です。昨年10月、当町で開催された全国風サミットinせたなの大会宣言で自然と共生する再生可能エネルギー導入促進を高らかに謳ったにもかかわらず、実行委員長を務めた町長が勉強不足でよくわからないとして、原発ゼロを目指す政策課題に曖昧な態度を取っております。昨年開催した風サミットは単なるパフォーマンスにすぎなかったこと言わざるをえません。

以上、令和元年度において明らかになった5つの問題点を指摘するとともに、町民本位の血が通う町政に流れが変わることを願い反対討論といたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 次に賛成討論を許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 私は、認定第1号令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論いたします。歳入総額92億2,990万9,877円、歳出90億、338万9,896円、収支差額2億2,051万9,981円の中において、新規事業としてデマンドバスの運行事業、本庁舎長寿命化改修事業などや、継続事業として町民プールの建設や利用者から好評を得た農業、漁業、商工業チャレンジ事業の実施などは、町民の負託に応えたものと評価いたします。

普通交付税が段階的に削減される一本化算定の中で、実質公債費比率の0.6ポイント、経常収支比率の1.1ポイントの上昇は事業内容から容認できるものであります。一方、公債費負担比率については、適正とされる指標まであと1.7ポイントと改善されたことは、今後に期待感がございます。

歳入の減少が進む中での決算成果は、町理事者及び職員の努力や町民一人一人の協力のたまものと理解いたします。なお町理事者におかれましては、本委員会で指摘された事項を真摯に受け止め、町民の負託に応えうる行財政運営に精進していただくよう切に要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございませんか。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで討論を終わります。

これより認定第1号について起立によって採決いたします。

委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立するものあり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、認定第1号令和元年度せたな町一般会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第2号、令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものでございます。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第3号令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第3号の委員長報告も認定とするものであります。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第4号令和元年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第4号の委員長報告も認定とするものであります。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号令和元年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第5号令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決します。

認定第5号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第6号令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第6号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第7号令和元年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第7号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号令和元年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第8号令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第8号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第9号令和元年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号令和元年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第10号令和元年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第10号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第10号令和元年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第11号令和元年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第11号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第11号令和元年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第12号令和元年度せたな町病院事業会計決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第12号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りします。

委員長報告どおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、認定第12号令和元年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第13号せたな町一般会計補正予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回追加提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2億9,662万3,000円を追加し、補正後の予算総額を102億5,621万円とするものでございます。

その内容でございますが、国の第2次補正の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症の拡大防止、町民生活や町内の経済活動への支援など必要な対策を講じるため、26の事業について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご明いたします。議案その5の5ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、17目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、1節報償費から18節負担金補助及び交付金までの2億9,662万3,000円の追加補正につきましては、配付しております補足資料で説明いたします。

補足資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。ナンバー1、新型コロナウイルス感染症に対する救急隊の感染防止対策整備事業につきましては、救急活動において感染防止対策を行うため157万8,000円を追加するものでございます。消耗品費として、感染防護衣、防護マスクなどの購入でございます。

ナンバー2、認知症予防把握業務用備品購入事業は、認知機能の低下が疑われる高齢者を対象にタブレットを活用して、認知機能検査を実施するため9万2,000円を追加するものでございます。年間の認知症予防把握業務通信運搬費1万8,000円、備品購入費として、認知症予防把握業務用タブレット、モバイルルーターをそれぞれ1台購入するものでございます。

3、敬老祝品贈呈事業は、敬老会中止に伴い75歳以上の高齢者に、お茶ギフトセットを配布するため198万8,000円を追加するものでございます。お茶ギフトセットの購入や郵送料などでございます。

ナンバー4、新型コロナウイルス飛沫感染防止対策事業は、本庁総合支所等の職場における飛沫感染防止のため212万8,000円を追加するものでございます。消耗品費として、デスクパーテーション200台を購入するものでございます。

ナンバー5、新型コロナウイルス感染予防対策事業につきましては、来客時の対応として、応接室等の密接密閉となる空間のウイルス、細菌を除去するため44万円を追加するものでございます。備品購入費として、空気循環式紫外線清浄機2台の購入でございます。

次に2ページでございます。6、避難所感染対策用備品につきましては、避難所の感染症対策に

必要な物資等の購入のため1,031万8,000円を追加するものでございます。消耗品費としては、使い捨てマスク、防護服、段ボールベッドなど361万6,000円、避難所感染対策用備品として、ワンタッチパーテーション100個、業務用扇風機15台、気化式冷風機10台、自動ラップ式トイレ3台を購入するため670万2,000円の追加でございます。

ナンバー7、テレワーク環境等整備事業は、自宅等でテレワークを実施できるよう端末及び環境を整備するため2,446万5,000円を追加するものでございます。通信運搬費では、テレワークの回線使用料として22万4,000円、備品購入費では、テレワーク用パソコン78台、サーバー1台、モバイルルーター3台を購入するため2,424万1,000円の追加でございます。

ナンバー8、農業生産事業者経営継続事業につきましては、農業生産事業者への販路回復、開拓や事業継続転換のための機械設備の導入など総合的に支援するため、農業生産事業者経営継続事業補助金1,800万円を追加するものでございます。国の経営継続事業補助金へ町が上乘せとして133万円以上の事業に対して3分の1を補助するものでございます。対象事業件数は44件を見込んでおります。

次に3ページでございます。ナンバー9農業生産基盤経営継続補助金につきましては、小規模な農地農業用施設の補修事業を実施するため1,000万円を追加するものでございます。排水路補修、あぜの補修、簡易暗渠など国庫補助対象外事業に対して2分の1を補助するものでございます。なお補助金の上限は50万円、下限は10万円となっております。

ナンバー10、ふれあいプラザ多目的ホール換気空調設備整備工事は、住民の多くが集まる多目的ホールの密閉を防ぐため、換気及び空調設備を整備するため3,000万円を追加するものでございます。

ナンバー11、新型コロナウイルス感染リスク低減支援金事業追加分につきましては、当初、接客業を伴う小売業、飲食業及びサービス業に限定していましたが、それ以外の業種においても、感染リスク低減の対策をしていることから、産業全般に支援を拡大するため4,925万円の追加をするものでございます。商工事業者10万円で90件分、農林業者10万円で325件分、漁業者5万円で155件分を見込んでおります。

ナンバー12、養殖漁業経営継続補助金につきましては、ホタテ養殖業者が経営を継続させるため、資材購入代や種苗代等に対して補助するため800万円の追加をするものでございます。補助率2分の1で上限100万円となっており、町内養殖事業者8件分を見込んでおります。

次に4ページでございます。ナンバー13、漁協経営継続緊急支援事業補助金は、ひやま漁業協同組合が北海道の新型コロナウイルス感染症の支援策である漁協経営継続緊急支援事業を活用し、大型魚箱購入に対して支援するため50万円を追加するものでございます。事業費550万円のうち檜山管内6町がそれぞれ50万円を支援するものでございます。

ナンバー14、都市部に住んでもせたな食堂につきましては、せたな町の新鮮な食材を、応募のあった都市部の飲食店に送る送料を町が負担するため322万7,000円の追加をするものでございます。せたな食堂PRステッカーの印刷や町外事業者への送料などでございます。

ナンバー15、瀬棚町民センター換気空調設備等整備工事は、住民の多くが集まる大集会室や会議室など、密閉を回避するため換気空調設備を整備するため1,770万円を追加するものでござ

います。

ナンバー16、大成町民センター換気空調設備整備工事（1階和室）につきましては、福祉避難所に指定されていることから、住民の多くが集まる1階和室の密閉を回避するため、換気空調設備を整備するため210万円を追加するものでございます。

次に5ページでございます。ナンバー17、檜山北高等学校分散登校に対する通学バス料金補助につきましては、檜山北高校が5月に実施した分散登校の実施期間中に、通学バスを現金やICカードを利用した料金の合計が、1カ月のバス定期補助金を受けたあとの負担を超えるものに対し、差額を支給するため4万4,000円を追加するものでございます。補助対象者は13名を見込んでおります。

ナンバー18、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給費補助金は、経営に支障が生じている町内商工事業者が、国及び北海道の融資制度を受けた場合の利息等の全額を補給するため70万円を追加するものでございます。令和2年度の保証料及び利息それぞれ8件を見込んでおります。

ナンバー19、せたな町商工事業者等経営持続化給付金は、国の持続化給付金の対象とならなかった商工事業者等に対して、前年同月比20%から50%未満、かつ月額収入5万円以上の減収となった事業者へ支給するため3,750万円を追加するものでございます。支給額上限が、法人50万円、個人25万円をそれぞれ50件分を見込んでおります。

ナンバー20、体温測定システム導入事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、クラスター発生防止のため205万7,000円を追加するものでございます。備品購入費は、公営温泉浴場用として非接触型体温測定、顔認識システム装置3台、事業、イベント用として体温計測カメラシステム1台を購入するものでございます。

ナンバー21、商工事業者新型コロナウイルス感染症対策補助金につきましては、商工事業者等が行う3密対策や感染拡大防止対策のための、施設改修、設備導入に対する補助及び国が実施する生産性革命推進事業等の各種補助に対する上乗せ補助をするため2,750万円を追加するものでございます。3密対策のための店舗等改修補助金25件、感染拡大防止のための設備等導入補助金20件、国の生産性革命推進事業の上乗せ補助として経営持続化補助金5件を見込んでおります。

次に6ページでございます。ナンバー22、デマンドバス運行費補助事業（新型コロナウイルス感染症対応事業）追加につきましては、令和2年10月から本格運行されるデマンドバス運行事業、檜山海岸線において3密を避ける対策として、車両の大型化を図るため112万2,000円を追加するものでございます。運行期間は令和2年10月1日から令和3年3月31日となっております。

ナンバー23、まちなかバス運行事業につきましては、北檜山市街地を一円するまちなかバスを試験的に運行し、町民のニーズや移動ニーズを探るためバス借上料として240万円を追加するものでございます。実施期間は3カ月間でございます。

ナンバー24、サテライトオフィス施設整備事業につきましては、コロナ禍に中において廃校校舎などを整備し、町外からの個人や企業者の受け入れ体制を整えるため100万円の追加をするものでございます。旧馬場川小学校の暖房設備等を改修するものでございます。

ナンバー25、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業追加分につきましては、

修学旅行の3密対策として、バス増便に伴う修学旅行バス借上料15万4,000円を追加するものでございます。

次に7ページでございます。ナンバー26、新北海道スタイル実践支援事業は、今後も継続して対応していかなければならない感染症対策を支援するため、町民1人当たり、せたな町商品券5,000円分を配布するため4,436万円を追加するものでございます。1節報酬57万5,000円、4節共済費4,000円の追加は、会計年度任用職員に係る報酬、雇用保険料でございます。10節需用費3,966万9,000円の追加は、消耗品費では、町民7,641人分を見込んで、せたな町商品券の購入として3,820万5,000円、印刷製本費では、封筒の印刷として143万6,000円の追加でございます。11節役務費、通信運搬費では、申請書及び商品券の送料411万2,000円の追加でございます。

これに係る歳入でございますが、議案その5に戻りまして4ページでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費補助金2億6,224万2,000円の追加でございます。

19款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金3,438万1,000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○8番（横山一康君） 本来であればコロナ対策特別委員会でご質問すればよかったんですが、少し状況が変わってますので質問させていただきます。補足説明資料の5ページ、ナンバー21の商工事業者新型コロナウイルス感染症対策補助金の③です。経営持続化補助金の対象者なんですが、国の生産性革命推進事業の対象者と書いてありますが、これは事業名だと商工業者と書いてあるんですが、農業者あるいは漁業者で、この国の補助金に手を挙げている方がいるというふうな情報も入っております。こういう方の取り扱いはどうするのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） ここには生産性革命推進事業と書いてますけど、ようは経産省とか、国交省の国の補助を使って、これに該当になった方への上乗せ補助で、農業者のほうでも同じのがありますけども、そんなのをイメージしております。これにつきましては、国の経産省なり国交省の採択を受けた方が、農業者であれ、漁業者であれ採択された方がいましたら、それに対して上乗せ補助を考えております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） もう1点、別のところですが。次の6ページ、ナンバー24のサテライトオフィス施設整備事業なんですが、これ先ほど財政課長の説明の中で馬場川小学校というふうな言葉が出てましたが、これ非常にいいことだと思うんですが、地域への説明というのはどういうふうになっているか教えていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 地域のほうへの説明は、これからやっていきたいというふ

うに考えております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 多分地域としてもそんなに反対ではないと思うんですが、どこか都会から人が来るというふうになりますと警戒する方もいらっしゃいますので、地域への説明というのは懇切丁寧にやっていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） そのようにやっていきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 関連で今の24、サテライトオフィス施設整備事業、横山議員からの質問で課長からの答弁で、またさらに確認させていただきたいんですが、町移住へという言葉も謳っているものですから、住居なり、あるいはその具体的な事業それが進んでいくというふうに認識してよろしいんですか。その確認をさせてください。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 事業が進んでいくということでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） これを検討している事業者があるということで、検討の段階なんですけど、具体的に、もうその方向で住まいも含めて決まる方向でいるのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（真柄克紀君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 問い合わせはありますけども、これから事業者にもこのような条件でとかでお貸ししますよとかというのをやっていきますので、まだ正式に決まってはおりません。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 話し合いの中で住居等のことも合わせて、今の段階で考えているというふうに認識してよろしいですか。

○議長（真柄克紀君） 推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） そこまではまだ話は聞いておりません。こういうふうにこの施設が、例えば、この旧馬場川小学校の具体的な話ありましたけども、それを見られた方から問い合わせがあっただけで、まだ具体的に住むとか、そこまではまだ進んでいません。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 私は補正事業については理解するものでございますけども、この事業は年度末にかけて大変金額が大きいわけです。種類もたくさんあります。それでコロナは全国的に見てもまだまだ終息の見通しが不明の中において、いろいろさまざまな感染予防だとか、新生活に対する事業だとか、これからいろんな面で各町村でも広くこういう事業内容を町民に知らせるっていうか、そういうふうになるかと思っておりますけども、せたな町においてやはりこれだけの事業内容を私はや

っぱり基本的には町民に、これからのコロナ対策について今日、決まれば、内容について広く浸透させて、そして感染予防に対するさらなる町民の関心、協力、予防の徹底ということ、そしてまた関係事業者に対する申請だとかいろいろな助成措置がありますから、その辺の漏れが無いようにというようなことで、きちんとした案内といいますか、住民向けのこういう対策しますよということをお全町民、世帯に向けて周知すべきだと、私は特別版でも作りながら、そして懇切丁寧に内容について理解していただいて、活用してもらおうということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 実は補正予算の議決をいただきましたら、本日午後から対策本部を開催をいたしまして、所管事業の担当の確認ですとか、そういったことをする予定であります。それで、今ご質問いただきました事項につきましても一つ議題といたしまして、町民の皆さんに広く周知できるような方法を検討してみたいと思いますので、そのようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 決議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、決議第1号せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野議員。

○5番（熊野主税君） せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会設置に関する決議の提案理由を説明いたします。せたな町民への安定した医療提供するための医療体制や地域医療の充実のための新病院のあり方や再編を含めた調査を行う目的で、総務厚生常任委員会の総意でせたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会の設置を求めるものです。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

熊野議員ほか4名から提出された医療体制・新病院建設調査特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、決議第1号は原案のとおり本町議会議員全員をもって構成する医療体制・新病院建設調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいまより休憩いたします。休憩中に本調査特別委員会は正副委員長長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時14分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。
諸般の報告をいたします。

休憩中に医療体制・新病院建設調査特別委員会において、委員長及び副委員長長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。委員長に熊野主税議員、副委員長に道高勉議員が互選された旨の報告がございました。

◎日程第16 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、意見書案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保に求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野主税議員。

○5番（熊野主税君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由を説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いてる中で地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の項目を確実に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

○議長(真柄克紀君) 意見書案第1号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第17 意見書案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第17、意見書案第2号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明求めます。

平澤等議員。

○10番(平澤 等君) 意見書案第2号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案について提案理由の説明を行います。北海道は豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的、体系的整備の必要性や新型コロナウイルス終息後の物流、観光はじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実強化が図られるよう、以下7項目について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論は終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

意見案第2号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

◎日程第18 意見書案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、意見書案第3号種苗法の改定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田実議員。

○1番（吉田 実君） 意見書案第3号種苗法の改定に関する意見書案について提案理由を申し上げます。種苗法は、花や農作物の新品種への保護を定めた法律ですが、これまで試験または研究のためと農業者の自家増殖は原則自由とされてきました。今回の改定案では、登録品種の自家増殖が全て許諾性となり、毎年種子を購入することで多数の小規模農家は新たな負担が発生することになります。在来種はこれまでどおり自家増殖は自由ですが、育苗権侵害の証明のため特性表の活用が強化され、一致するものが品種登録されてしまった場合、登録した育成権が優先し公共財としての在来種が守れなくなる可能性があります。また優良な品種の海外流出を防ぐためには、海外で品種登録を行うことも一つの方法であり、海外での育成者権の保護強化のために、日本国内での農家の自家増殖を禁ずる必要はありません。日本の農家に大きな負担を負わせ、安全な食を選択する消費者の権利を奪いかねない改定案について取り止めを求めるべく、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これより採決をいたします。

お諮りします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見案第3号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第19 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長(真柄克紀君) お諮りいたします。

これで本定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(真柄克紀君) 以上で令和2年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでした。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年10月7日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 道 高 勉